

## 近世村落についての覚書

渡 辺 尚 志

本稿は、信濃国諏訪郡境筋（現在の長野県諏訪郡富士見町域）の村々を対象に、近世村落についてのいくつかの問題を考察しようとするものである。しかしながら、本稿は、事実の列挙にとどまっていて、論文と呼ぶにはほど遠いものであり、この点あらかじめお詫びしておきたい。

### 1 火災の際の相互扶助

本章では、火災への対応を取り上げて、近世の村が村人の生活において果たした役割について考えてみたい。

一八〇一（享和元）年の乙事村の「火之用心并盗人奢者防帳」には、次のようにある。まず、惣肝煎が四人置かれ、燈灯・纏を二人ずつが持つ。他の村民は九組に分かれる。各組の人数は九人ずつで、各組に飛（鳶）頭が置かれる。うち五組は団扇一本・柄杓三本を持ち、二組は柄杓三本・纏一本・梯子一本を持ち、二組は団扇一本・柄杓三本・梯

表1 現富士見町域の村々の村高の変遷

(単位:石)

| 年代<br>村名 | 天正18年<br>(1590) | 慶長18年<br>(1613) | 正保4年<br>(1647) | 元禄15年<br>(1702) | 享保18年<br>(1733) | 天保5年<br>(1834) | 明治初年<br>(1868頃) |
|----------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 御射山神戸村   | (114)           | 114             | 312.419        | 164             | 364.547         | 245.213        | 332.3197        |
| 栗生新田     |                 |                 |                | 79.037          | 61.913          | 91.735         | 91.6672         |
| 松目新田     |                 |                 |                | 27.145          | 27.1457         | 36.638         | 36.6382         |
| 大平新田     |                 |                 |                | 33.698          | 28.6463         | 31.496         | 31.4964         |
| 若宮新田     |                 |                 |                | 87.582          | 87.9668         | 134.439        | 134.7253        |
| 木之間村     | (750.2)         | 150.042         | 150.400        | 143.558         | 132.4021        | 212.063        | 205.8608        |
| 横吹新田     |                 |                 |                | 16.142          | 16.663          | 26.138         | 28.8686         |
| 芋之木新田    |                 |                 |                | 18.315          | 82.0383         | 138.615        | 140.1961        |
| 花場新田     |                 |                 |                | 9.797           | 9.7973          | 16.765         | 16.765          |
| 休戸村      |                 |                 |                | 6.481           | 45.4851         | 33.731         | 33.7913         |
| 瀬沢村      | (109.2)         | 105.2           | 430.806        | 105.2           | 223.3717        | 197.963        | 258.9797        |
| 先能村      |                 |                 |                |                 |                 |                | 10.1284         |
| 木戸口新田    |                 |                 |                | 7.258           | 11.572          | 20.188         | 20.4972         |
| 机村       | (73)            | 71.1            | 73             | 70.1            | 140.1492        | 213.375        | 222.2874        |
| 平岡村      | (26.89)         | 27.36           | 27.259         | 27.36           | 59.7675         | 74.074         | 79.701          |
| 神代村      | (15)            | 15              | 15.005         | 15              | 24.8097         | 24.383         | 25.7103         |
| 烏帽子新田    |                 |                 |                | 25.063          | 23.0527         | 30.628         | 31.869          |
| 上蔦木村     | (180)           | 180.6           | 176.1          | 180.6           | 263.571         | 297.683        | 326.862         |
| 下蔦木村     | (179.37)        | 179.374         | 179.374        | 179.374         | 148.0976        | 186.642        | 188.3314        |
| 瀬沢新田     |                 |                 |                | 250.620         | 202.8027        | 308.504        | 320.847         |
| 立沢新田     |                 |                 | 340.530        | 551.621         | 415.8507        | 593.89         | 632.0603        |
| 稗底村      | (36.03)         | 36.03           |                | 36.03           |                 | 36.03          |                 |
| 乙事村      | (113.6)         | 60.5            | 113.6          | 140.5           | 367.1606        | 390.668        | 653.1466        |
| 小六新田     |                 |                 |                | 79.483          | 90.7033         | 173.667        | 177.5088        |
| 高森村      | (84.7)          | 84.7            | 84.697         | 84.7            | 87.1341         | 91.753         | 97.9091         |
| 池袋村      | (190.5)         | 109.5           | 109.579        | 109.5           | 158.44          | 179.21         | 179.4595        |
| 田端村      | (64.58)         | 64.584          | 64.585         | 68.584          | 58.7829         | 66.437         | 71.2194         |
| 森新田      |                 |                 |                | 6.823           | 6.8237          | 7.494          | 7.494           |
| 先達村      | (53.7)          | 53.7            | 53.7           | 53.7            | 68.4565         | 78.778         | 80.6723         |
| 小東村      | (29.47)         | 29.47           | 29             | 29.47           | 40.8736         | 50.286         | 50.2863         |
| 葛久保村     | (69.89)         | 64.894          | 64.896         | 64.894          | 122.1506        | 151.691        | 151.241         |
| 円見山村     | (89)            | 89              | 89.1           | 89              | 121.3871        | 131.233        | 135.5669        |

『富士見町史上巻』672ページより転載。

子一本を持っていた。また、村御蔵には、梯子と天水籠一五個が備えられていた。火災時には、孫左衛門ら四人が御蔵へ、太兵衛ら五人が法隆寺（乙事村にある寺）へ駆け付け、また名主の所にある「御帳面警固」には一四人の組頭が当たることになっていた。さらに、村内だけでなく、近村に火事があった時にも、駆け付けて消火に当たることが定められていた。ここから、御蔵・寺・帳面のある名主の家の三カ所が、火災などの際村全体で守らねばならない所だと認識されていたことがわかる。また、御蔵は消防用具の保管場所としても重要であった。一八二四（文政七）年の「火の用心并盗人奢者防帳」は「名主廻り」とされ、1火事の際には、飛頭の宅に行つて道具を持ち出し、現場へ駆け付けること、2途中で帰つた者には過怠を申し付ける（処罰する）こと、3消火の指揮は惣肝煎と飛頭が行い、古役も助言すること、が定められている。消火組織は一八〇一年のそれとほぼ同様である。道具は、惣肝煎が燈灯三丁、纏二本、五組が団扇一本、柄杓三本、三組が団扇一本、柄杓三本、梯子一本、一組は道具の記載無しであった。また、名主の近所の者四・五軒と村役人は、自村や近村で非常事態が発生した際には名主の所へ詰めることとされ、名主宅の警備体制が一段と強化されている。また、一八二五（文政八）年には、名主の所に、飛水筒二挺、天水籠五つ、用心柄杓五本、大団扇一本などの消防用具が備えられ、後には龍道水（龍吐水）一挺も備えられたことがわかる。

さらに、一八三一（天保二）年の乙事村の「従古来村方仕来書上帳」（村役人から藩へ提出したもの）には、次のようにある。1火災に遭つた者へは、村人たちが縄や萱を持ち寄り、世話人を立てて家普請をしてやる。材木がない者へは、郷林から二・三本を与え、食料がない者へは郷糶（村で凶作などに備えて備蓄してある糶）を与える。灰浚いから家普請まで、人手が必要な時には村人たちが助ける。2火の番は、普段は村内を四つに分け、一組から四人ずつが出て務める。世の中が騒がしい時や、風の激しい時には、村役人・組頭・火之番頭も村内を巡回する。3村内で

火災が発生したら、村役人は名主の家に詰めて、帳面の番をする。古役の者は、人足を引き連れて消火活動に当たる。近村で火事があった時は、村役人は名主宅に集まり、対応を相談する。4 消防要員としては、大頭（肝煎）二人、小頭（飛頭・飛組）九人、組下八一人が定められ、消防用具として、纏二本、大提灯四張、団扇一〇本、天水籠四五個（名主宅と御蔵にあるものを含む）、梯子九挺、柄杓五〇本、飛（鳶）口四本が備えられている。すなわち、大頭のもとに、小頭一人、組下九人、合わせて一〇人からなる組が九組置かれ、各組には団扇・天水籠・梯子・柄杓などの消防用具が配備され、それらは普段は飛頭の家に置かれているのである。この九〇人の消防隊は、纏を持つ大頭や、小頭の指揮に従って行動し、古役も助言する。この九〇人以外の者もできるだけ駆け付けて消火に当たる。自村・近村ともに火事の情報を聞き付け次第、組下は飛頭宅に行き、消防用具を運び出す。ただし、火災現場へ到着する前に火が消えても、途中で帰ってはならない。5 火事場で格別めざましい働きがあった者は、村の役儀を適宜免除する。逆に働きの悪かった者は、罰として御蔵番を命じる。6 盗賊やあぶれ者の捕縛は、九〇人組が行う。すなわち、九〇人組は、火事の時だけでなく、広く村内の治安維持に当たっていたのである。7 村内で火事があった際には、一四人の組頭が名主の家に詰めて、火の番に当たる。8 御蔵の火の番を一〇人定めておき、火事の際は御蔵に駆けつけ、御蔵にある消防用具を用いて防火に当たる。また、法隆寺の火の番も五人定めておく。9 昼夜ともに鐘が撞き鳴らされたら、火事か盗賊だと考えて、早速駆けつける。

ちなみに、話が横道にそれるが、この同じ史料の中にある次の三項目は興味深い。1 甲斐国へ出稼ぎに行く者の中から二人信頼できる者を選んで内々言い含め、出稼ぎ先での身持ちの善悪をひそかに村役人へ報告させる。そして、よく働いて親への仕送りを行った者は名主宅に呼んで褒美を与え、身持ちの悪かった者は叱った上で出稼ぎを禁止する。これに関連して、乙事村の年不明「古来々村方仕来々箇條」には、藩へ申し上げるほどのことはなくとも、親を

大切にしている者へは、村から「祝儀もの」(褒美)を与え、少しでも親に逆らった者は厳しく咎める、とある。2 毎年八月四日に「御殿様御武運御長久祭」が行われている。3「御蔵前二日参毎朝式人宛村中廻り参詣仕候筈」と、毎朝御蔵への参詣が行われている。

では、同村で実際に火災が発生したときには、どのような対応がとられたのだろうか。乙事村の一八〇二(享和二)年の「本兵衛出火之節書留帳」からは、以下の経過がわかる。四月二十六日正午頃、本兵衛の家から出火し、一〇軒が延焼した。その際、近村の人たちが駆け付けて、消火活動に当たってくれた。また、この件は内証にしてほしいということで、乙事村から近村へそれぞれ口止めのために人を派遣した。翌二十七日の灰濺いの時にも、瀬沢新田・立沢・瀬沢・小六新田・先能・花場新田・木之間・机・芋之木・若宮新田の一〇カ村から、村役人や人足が手伝いに来た。また、見舞いとして、小六新田から、萱・藁・物から類・縄などが送られ、村役人の代理と被災者が小六新田へ礼に行っている。村では、被災者の家新築などの世話をするため、世話役八人を定めている。また、村役人・古役・組頭が郷林に向いて木を見立て、被災者一軒につき二・三本ずつの木を与えている。そして、村役人・古役が相談の上、組頭を通じて村人たちに、世話役の指図を受けて復興のための人足に出ることを申し渡し、細かい規定を定めている。さらに、出火場所へは、一組から二人ずつ、合計二八人が夜番に出ることとされている。火元の本兵衛は村人全員の家へ礼に廻り、逆に延焼した家々へは、村人たちが見舞いに訪れている。

一八一九(文政二)年十二月十七日、乙事村の市兵衛の家から出火し、三軒が延焼した。十九日朝、村人全員が一軒一品ずつ、見舞いの品を火災に遭った四軒に送った。また、普請の用材として、郷林から一軒に三本ずつが支給された。普請の際人足が必要な場合は、村で選んだ世話役が村人の中から指名する。一軒から一人が四日ずつ出ることとされ、出勤日数が四日に満たない家は、他の村人足役を務めることで相殺された。こうした村人の義務としての出

勤の他に、一類や隣家の者など六一人が自発的に人足に出ている。瀬沢新田・立沢・小六新田と乙事村の法隆寺から縄・萱・塩が見舞いとして送られ、組頭と火災に遭った当人が礼に出かけている。また、村内の一四組二一四人から、縄・萱・藁・粟がら・芋がら・麻がら・稗がら・干し草・杭・松材などが拠出され、四軒に分配された。

一八二九（文政十二）年六月二十一日午前六時頃、乙事村の嘉左衛門宅から出火、平内・四郎左衛門の両家も延焼したが、人馬に被害はなかった。嘉左衛門はただちに上蔦木宿の三光寺へ入寺。村役人の十左衛門と古役弥吉が後から三光寺に行つて事情を説明し、この件は藩へ届け出なければならないが、三光寺の僧にも同行してほしいと頼んだ。ちょうどこの時、藩の郡方役人が上蔦木宿に来ていたが、そこへも村役人と三光寺住職と一緒に向いて事情を報告した。同日、村役人甚蔵と古役染右衛門が三光寺の僧と同道して高島藩の城がある上諏訪に行き、藩に出火の報告。

村からは、焼失した三軒に対して、一軒につき三本ずつの材木を、普請の際に村持林から渡すことにした。瀬沢新田・瀬沢村・小六新田・高森村からは、灰凌いのため、一村につき村役人一人、人足四人ずつが乙事村に來た。立沢村・机村・横吹新田・烏帽子新田からは、村役人二人ずつが乙事村の村役人のところへ見舞いに來た。また、池之袋村・芋之木村からも人が來た。瀬沢新田からは縄三把、小六新田からは縄三把、萱三駄、立沢村からは縄三把が見舞いとして渡された。二十六日に三光寺から、嘉左衛門入寺の件で藩から御免状（罪を赦す旨の書付）が來たので、当寺からも僧を上諏訪に派遣する旨連絡があった。翌二十七日、三光寺の僧・村役人安左衛門・嘉左衛門が上諏訪で落ち合つて、藩の勝手方役所へ出頭したところ、藩から嘉左衛門を赦免する旨の言い渡しがあった。村からは藩役人へ礼物のするめを贈り、二十八日には三光寺へも礼に行っている。二十八日の朝飯前には、下村（乙事村内の小集落）の人々が出て嘉左衛門方の灰凌いをし、嘉左衛門は村役人・古役・組頭・村中の家を礼に廻っている。そして、この間の村役人や三光寺の僧の城下への旅費（宿泊費・食費・日当・道中の蠟燭代など）、藩役人へのするめ代などは全

て嘉左衛門が支払っている。以上の経過から、次のことがわかる。1村で火災があった際は、下村の人々が灰濠いを手伝い、また普請用の材木を村持林から与えるなど、村や村内の小集落による助け合いがなされている。2近隣村々も、灰濠いの人足を出したり、縄や萱を見舞いとして送ったりするなど、復興の協力をしている。3こうして、火災からの復興は当事者任せではなく、村内小集落・村・近隣村々などの人々がさまざまな力で力を貸している。4当人は、寺に駆け入ることで火元としての責任を感じ関係者に詫げる意志を示し、寺が村や藩に対して取りなすことで、当人の円滑な「社会復帰」を助けている。火事を出した者は、藩と村の両者から赦されることで、従来通りの地域社会の構成員としての地位を回復するのであるが、その際、藩や村などの世俗の社会から相対的に離れた、しかも社会的に尊敬される地位にある寺が、重要な役割を果たしているのである。近世の寺は、百姓たちの死後の魂の救済に努めたり、宗門改めを通じて藩による人別把握に重要な役割を果たすとともに、地域社会の潤滑油でもあったのである。

一八四〇（天保十一）年正月二十八日、乙事村松兵衛の家から火が出て、六軒が類焼したときには、翌二十九日に村中の家から人が出て灰濠いを行った（ただし、実際には灰濠いに出なかった者もいた）。さらに一軒から二人の人足を出すこととし、被災者で人足が必要な者は世話人に願い出て指図を受けた上で人足を頼むこととされている。出た人足の過不足は「汐番」（用水路の見回り）と相殺される。また、一類や懇意の者が個人的に頼まれて人足に出た場合は、別扱いとされる。

次に、田端村の場合をみよう。田端村では、一八〇九（文化六）年八月、消防用具として、天水桶一六個、高張提灯二張、団扇一〇本を揃え、村内を地理的に四区分して、八人の組を二つ、九人の組を二つ作り、各組の責任者に天水桶や団扇を預けて、組単位で消火に当たる体制を整えた。また、高張提灯二張は、一つを名主が、もう一つを并蔵

と八右衛門（いずれも組の責任者ではない）が預かることとした。

また、一八五六（安政三）年二月十三日、葛窪村で七七軒中六六軒、円見山村で一〇軒中八軒、計七四軒が焼失する大火災があった。藩は数年間、年貢・諸役を免除。また、一軒につき松の木一〇本、七四軒分七四〇本を御林から支給し、また扶持米として一軒につき米二俵二斗ずつ（二俵四斗入）、七四軒分一八五俵と、種大豆一軒につき二斗ずつ、七四軒分三七俵を貸与した。また、灰浚い人足として、上蔦木町五人、高森村中、池之袋村中、田端村中、先達村中、下蔦木村五人、木之間村六人、小六新田六人が手伝いに来た。他に木之間・高森・立沢各村は縄などを見舞いに持ってきた。

さらに、上蔦木町の事例を紹介する。一八三八（天保九）年八月二十日夜、上蔦木町次郎兵衛の「馬屋」から火が出た。さいわい、板壁を少々焦がしたくらいで消し止めたが、次郎兵衛が不審火だと思って役人に届け出たため、騒ぎが大きくなった。結局、彼の家族の不注意によるものとわかったが、役人たちは、彼に宿はずれに移住して隠居するよう命じた。次郎兵衛は、人を頼んで詫言を入れ、倅に跡を譲ること、以後は不寝番をして火の用心を怠らないこと、万一また自分の家から出火して宿方に迷惑を掛けた場合には役人からどのようなことを命じられても従うことを約して、宿はずれへの移住は免れた。上蔦木町は、甲州道中に沿って家並みが続いているため、一度火が出ると、隣家への延焼の危険性は、近隣の村々におけるより高いのであった。そのため、こうした厳しい対応がとられたものと思われるが、程度の差はあれ、近隣の村々においても不注意の失火で他の家にも被害が及んだ場合には、火元の者に対して責任追及がなされたものと思われる。また、一八六四（文久四）年二月、蔦木宿で火災があったときには、瀬沢村から灰浚い人足として、二月二十一日に二人、二十四日に二〇人が出かけている。

こうした村の相互扶助機能は、火災のような非常時に限らず、日常的に発揮された。教育と医療を例にとって述べ

よう。

一八四七（弘化四）年十一月、瀬沢村の村役人が、藩に、瀬沢村には手習い師匠がいなかったため、甲斐国巨摩郡大武川村岩右衛門従弟俊助を、来年から五年間手習い師匠として当村に住まわせたいので許可してほしいと願っている。

ちなみに、一八七二（明治五）年十一月の松目新田からの書き上げには、同年三月まで、名取与兵衛（六八歳）が七歳から一二歳までの五人を、名取喜左衛門（七一歳）が七歳から一三歳までの一人を、それぞれ「私学教師」（寺子屋師匠）として教えていたことが記されている。

一八二三（文政六）年六月、高森村では、自村に医師がいなかったため、急病人が出たようなとき大変困るので、甲斐国巨摩郡天神久保村文之右衛門倅前原為三という医師を、今年から五年間妻子ともども村に招き、村人の医療に当たってもらおうと思うので、許可してほしいと藩に願っている。同年同月、天神久保村の村役人と為三の親・一類が、高森村の村役人に宛てて、為三の身元を保証する一札を差し出している。そして、一八二六（文政九）年十一月には、高森村から、為三が医師の腕も良く、実直な性格で、村にもなじみ、特に老人子供が急病の際などには大いに助かっているとして、さらに来年から五年間の滞在期間の延長を、藩に願っている。翌年三月にも、同様の願書が重ねて出されている。この願いは認められ、一八二九（文政十二）年には、為三から藩に、十月十日に重病の旅人を診察し薬を与えたが、その甲斐なく同月十四日に死亡した旨の届け出がなされている。その後、一八三二（天保三）年正月に、また高森村から、さらに五年間の在村期間延長願いが出されている。

このように、村人の教育や医療についての要求にこたえて、村が寺子屋師匠や医師を村外から招聘しているのである。

## 2 村役人の仕事と選出方法

本章では、1でみたような相互扶助機能をもつ村を代表する村役人について考えてみたい。まず、村役人の日常の職務内容について、一八三三（天保四）年に瀬沢村で村役人を務めた坂本勝兵衛の日記から、同年四月の活動を抄出してみよう。

一八三三年四月一日 甲斐国下笹尾村の者と、信濃国中新田の仲馬稼ぎの者とが、村内で口論となり、村役人が間に入って、夕飯後までかかってようやく解決する。

二日 年貢勘定などのために、村役人が寄合。夕飯後遅くまでかかる。

八日 年貢勘定などのために、村役人が寄合。夕飯後には、古役・組頭をも交えて寄合。

九日 晩、名主宅で村役人寄合。そのまま、名主宅に泊まる。

十日 朝飯前に、昨夜の続きの村役人寄合。上蔦木町で、村々の惣代による寄合があり、年寄由五郎が瀬沢村を代表して出席。夕飯後に村役人寄合があったが欠席。

十三日 晩、年貢勘定などのために、村役人寄合。一番鶏が鳴くまで（明け方まで）色々相談して、自宅に帰る。

十四日 晩に村役人寄合。

十五日 この間、寄合で作成してきた年貢関係帳簿を藩に提出。村人に高島城下まで持っていったもらう。

十六日 昼に、上蔦木町で村々の惣代の寄合があるとの急な知らせがあり、名主が出席。

十七日 山で、昨日の寄合の内容について、名主から話を聞く。

十八日 畑から田へ地目変換した土地の調査のために来村した藩役人の出迎えに行く。晩に、名主宅で村役人寄合。

十九日 夕方、名主が自宅に来て、話し合う。夜、若宮新田での村々の寄合に、瀬沢村からも二人が出席。

二十日 昼から、名主宅に行き話し合う。それから、釜無山入会の件で、木之間村まで行く。

二十一日 昼間は、釜無山での草刈開始日限が近づいたので、村人たちが山へ通じる道の修復作業をした。坂本勝兵衛は、村役人として人足を指揮。夕飯後、名主宅に行き、入会方法について相談。その結果を、村中に知らせる。

二十五日 晩に、村役人・組頭が、田植えのことなどを相談する。

二十六日 晩に、名主宅で寄合。終わって帰宅したが、夜明け前に、「歩き」(村の連絡係)が呼びに来て、また名主宅に行く。上蔦木町から助郷人馬を差し出すよう通知があり、その対応を協議。

二十八日 朝、「歩き」からの連絡で名主宅に行き、いろいろ相談する。

以上から、総じて村役人は非常に多忙であることがわかる。

また、職務遂行に当たって、御蔵に納められた村の書類がたびたび調べられていることが注目される。具体的には、次のような例がある。1 一八三三年八月二十一日夜、村役人・古役・組頭の寄合で、当年の不作に関連して、以前の帳面を調べようということになり、御蔵の中を探したが見当たらなかった。2 同年九月十六日には、藩の役人から、村内の漆林について尋ねられたので、村役人が御蔵で関係書物を調査した。3 同年十一月十五日、藩からの命令を受けて、村役人・組頭・古役が寄り合い、以前の不作の際の書物を御蔵から持ち出す。4 同月二十三日、村役人が御蔵へ行き、当年の不作に関してであろうか、「前之酉戌兩年」(一八二五・二六年のことか)の書物を探す。一部見当た

らない物もあったが、各種の帳面を持ち出して、それに基づき相談する。

そして、一八三三年十一月晦日、かねて繰返し催促していた坂本勝兵衛の退役が、ようやく藩から認められた。

十二月二日、寺（瀬沢村の養福院か）で跡役の入札。終了後、投票用紙は代官に提出され、同月六日、代官から、勝兵衛の跡役を忠七にする旨が言い渡された。

次に、他村の事例をいくつかあげよう。一八六三（文久三）年十二月、松目新田の名主文右衛門と年寄治郎兵衛は、藩に、自らの退役の許可と、後任として名主は定平を、年寄は瀧右衛門を任命してほしい旨を願っており、これは承認された。一八六四年十二月・一八六六年にも同様の一札が出されている。すなわち、形式的にはあっても、村役人の任免権は藩にあったのである。

一七五六（宝暦六）年には、瀬沢村の村役人が、藩に、瀬沢村が城下から遠いこと、同村が近隣村々の結節点であるため御用が多いことなどを理由に、従来の肝煎給米一石五升九合六勺（二人分）では少なすぎて名主役が務められないとして、肝煎給の増額を要求している。この肝煎給は、瀬沢村の納める年貢のうちから引かれるかたちで支給されている。同村では、村役人は、多忙な割に給料の少ない、割に合わない職務だったのである。

乙事村では、一八〇二（享和二）年十二月、藩から次のような入札仕様が仰せ付けられた。投票用紙は、半紙を二等分したものを、縦長に用いる。有権者は、一四組ある五人組から五人ずつ、計七〇人である。投票用紙の右上に、改選される者以外の五人の村役人が印を押し、名主入札または年寄入札と上部に書く。用紙下部に、組頭に「入主誰」と五人の投票者の名前を五枚の投票用紙に一人ずつ書き、五人がそれぞれ捺印する。そして、上部に投票する相手の名前を書くのである。ここでは、記名投票であるという点と、こうした投票形式が藩によって定められた点に注意しておきたい。この投票形式は、以後も踏襲されていく。一七六〇（宝暦十）年の「役人入札印形帳」には、一六

六人が捺印しており、この時にはほぼ全村民が投票していたことになる。それが、一七九〇（寛政二）年の「役人入札印形帳」では各五人組から五人ずつ、計七〇人の投票となっている。この間に投票形式が変化し、投票者が減少したのであるが、これを一般村民の投票からの排除と評価することはできない。隣村立沢村では、全員での投票は多人数ゆえに混雑するので、五人組の代表による投票に改めようという動きがみられた。乙事村でも事情は同様だったとすると、投票者数の減少はスムーズな投票を実現するためだったということになる。その傍証として、たとえば、一八〇三（享和三）年九月二十八日の「役人入札印形帳」は、一八〇五（文化二）年正月二十日の入札まで使用されたが、七〇名のうち三四名の上に紙が貼られて名前が書き直されている。この内には、同一人物の改名や、相続による当主名の変動なども含まれていようが、それを考慮に入れても、かなりの割合で投票者が交代していることがわかる。すなわち、有権者が一部の者に独占されていたわけではない。また、七〇人が投票するとき、他の者の意見を聞いていた可能性もある。

一八〇〇（寛政十二）年に机村から藩に書き上げた一札には、名主の任期は八月一日から一年間であること、年寄には任期がないこと、が記されている。一八六五（慶応元）年の机村の入札用紙は、縦長の小紙片であり、全部で七枚ある。上部には、村役人のものかと思われるすべて同一の印が押され、下方には一から一七までの通し番号が書かれている。投票者の記名はなく、無記名投票であった。名前を書かれた者を見ると、幸左衛門が九票、清七が五票、重兵衛が二票、又右衛門が一票であった。ちなみに、机村の家数は、一八二五（文政八）年には一般百姓五一軒、他に村役人四人、惣代四人、計五九軒、一八二九（文政二）年には四七軒、一八三〇（文政十三）年には六二軒であった。

木之間村では、村役人の任期は、一八三〇（文政十三）年までは名主・年寄とも五年だったが、同年村中一同相談

の上、名主は二年、年寄は三年にしてほしいと藩に願っている。結果は不明だが、ここからも村役人の任期は形式的には藩が決定することがわかる。

一八六〇（万延元）年、木之間村で村方騒動が起こっている。この騒動は、大前（村役人に就任することのできる家柄の者）と小前（大前以外の者）との間で争われたが、その主要な争点の一つが村役人の選出方法をめぐるものであった。小前側は、これまで大前が独占してきた村役人の被選挙権を小前にも解放せよと要求し、これに対して大前は、自分たちが小前よりも村の諸経費を余分に負担していることを理由に、小前の要求を拒否している。藩の役人は、大前側を支持するが、その論理で特徴的なのは、大前小前の別を経済力の大小ではなく、旧来からの由緒に求めていること、しかし、大前小前の別は固定的なものではなく、小前であっても藩への献金によって大前の家格を得ることができるとして藩への献金を徳憑していること、の二点である。そして、最終的には、名主二人・年寄三人の村役人定員のうち、名主二人・年寄二人はこれまで通り大前の中から選出し、年寄一人は小前から選ばれることになった。

### 3 二つの名前をもつ村……村の虚構性

本章では、1でみたように村が相互扶助機能を担いつつも、第一義的には領主の設定した支配単位であり、そのため村人の生産や生活の実態との間にずれを生じ、虚構性を含むものとなる場合のあることを、木戸口新田と先能村という二つの名前をもつ村の事例から述べてみたい。

木戸口新田は、一六四五（正保二）年に成立したと考えられる。以後、幕末まで藩からは独立の新田村として扱われ、石高も徐々に増加するが、実際は、近世の早い時期に先能村と合併し、村政諸事務は先能村が代行していたので

ある。先能村は、木戸口新田に隣接した地であり、一六二〇（元和六）年に開かれたという。そして、村役人を置き、独自の村政を行っていたが、正式に一村としては認められず、瀬沢村の一部として扱われていたようである。しかし、藩への文書をはじめとした諸文書では、先能村を名乗ることもままあり、地域社会ではもちろん、藩にもその存在は、事実上認知されていたのである。そして、実質的に合併した後は、先能村の村役人が、木戸口新田の村役人を兼ねるかたちになっていた。

幕府との関係では、一七五八（宝暦八）年に鳶木宿助郷村々が幕府に出した請書に木戸口村として名を連ね、また一八三六（天保七）年に上鳶木宿助郷村々が幕府道中奉行所に差し出した起請文にも木戸口村として加わっているように、木戸口村が公式の村名だったようである。

一七八三（天明三）年には、先能村分の田二石四斗六升五合三勺、畑三石七斗八升二合五勺、計六石二斗四升七合八勺、木戸口新田分の田一石五斗七升六合一勺、畑一石四斗八升四合一勺、計一石六斗三升八升二勺、両村の田高合計四石四升一合四勺、畑高合計一石五斗八升六合六勺、田畑総計二石六斗二升八合であり、内四石八升二合は古証文によって「御許高」（藩からの役儀を免除された高）となっており、残る一石五斗四升六合が藩からの役儀を賦課される「御役儀高」であった。また、家数は一八軒、馬数九匹、一七八五（天明五）年の人口六九人であった。すなわち、この時点で、先能村と木戸口新田は村名を併記される存在であるにもかかわらず、村役人は両村共通で名主・年寄各一名であり、また家数・人口・馬数は両村の合計で記されるのに対して、耕地はそれぞれの村の分が別々に記されるというように、両者は土地の面では区別がありながら、人の面では一体化しているという関係だったのである。この点が、諏訪社の御頭（高島藩領の村々を氏子村とする諏訪社の祭礼への奉仕）の務め方をめぐって問題化した。もともと、木戸口新田は小さい村なので、御頭の際には諸道具のみ負担し、諸人用は免除されており、一八一（文

化八）年の藩の草高調査の際に、木戸口新田では、入用を賦課される高は五石九斗余であると申告した。これが一八四四（天保十五）年に、二三石余の草高を五石九斗余と過少申告して、新たに賦課される諸入用の負担を軽減しようとしたとして問題化した。しかし、先能村は、一六四七（正保四）年に同村を開いた茂兵衛が諸役免除の証文を藩から与えられたとされており（先の記述とは矛盾するが）、先能村の主張にも根拠があった可能性がある。また、一八四四年には、木戸口新田としてではなく、先能村として、御頭役を務めたいと主張した。この新規の主張に対して、御頭組合における親村木之間村をはじめ組合村々が反発し、一八四四年七月、藩に訴えたが、結局この年は五石九斗余で入用を負担した。

これ以前の一八二七（文政十）年にも、先能村と、木之間村をはじめとする御頭組合村々との間で何らかのトラブルがあったようで、同年三月、先能村・木戸口新田（両村名が並記されている）名主・年寄各一名から「八ヶ村御役人衆中」（八ヶ村とは木之間・大平・松目・若宮・芋之木・横吹・休戸・花場の各村であろう）に宛てて、自らの心得違いを詫び、以後御頭御用については万事仕来り通りに務める旨の一札を差し出している。

一八四四年の問題は未決着のまま、一八五九（安政六）年の御頭の際に再燃し、結局、先能村・木戸口新田両村高合わせて二九石九斗八升余で御頭入用を負担すること、村名については先能村・木戸口新田を並記すること、で決着した。

先能村・木戸口新田では、自らの村名を、幕府に届け出、また御頭組合内部でもそう呼ばれていた木戸口新田（木戸口村）ではなく、先能村だと主張したのだが、その背景としては、歴史の浅さを示す新田の語を嫌ったことが考えられる。

#### 4 村の中の村……村請制村と村落共同体

本章では、立沢村の中の二つの小集落である本村と羽場の争論について検討したい。

立沢村では、一八二六（文政九）年から一八二八（文政十一）年にかけて、村内の本村五組（中村組・中下組・焼路野組・大下組・東組）と羽場の二組（羽場上組・羽場下組）との間で争論が起こっている。一八二六年二月の訴状にみられる、羽場二組の主張は次の通りである。羽場二組の村人の中に他村から来た者は一人もなく、昔から村内に住んで他五組の者と分け隔てなく暮らしてきた。そして、組頭については、以前より七組から一二人が出て、仲良く務めてきた。ところが、近年本村五組の者が、羽場二組の者に不公平な扱いをするようになった。たとえば、検地の際に、羽場組の者が土地の測量を行っても、領主に差し出す帳面にはその名を載せず、代わりに本村の古役の名を記載した。また、五組の者が農業や山稼ぎに出かける際、馬に乗って通っても何も言われないのに、羽場二組の者が同じ事をする、と、村役人から咎められ、謝罪させられる。こうした差別待遇は、羽場二組から村役人（名主・年寄）が出ていないことによる。そこで、以後は、羽場二組の者にも入札によって村役人を務めさせてほしいと村役人らに掛け合ったが、了承してもらえないので、藩から村役人に言い聞かせてほしい。藩から言われてもなお納得しないなら、羽場二組を立沢村から分村させてほしい。

これに対して、同月、本村五組の村役人・古役・組頭・惣代から反論書が藩に出された。ここでは、羽場組は、本村の人口が増加したので、その一部が羽場に家を作って住むようになったのが始まりであること、近年家数が増えたといっても、羽場組から村役人を出すことには反対であり、分村も認められないことが述べられている。

翌一八二七（文政十）年二月、羽場組惣代五名から藩へ追訴状が出された。そこでは、昨年暮れの村入用の勘定の際にも、名主が羽場組に不当に多くの額を割りかけたが、これも羽場組から村役人が出ていない故であると訴えられている。

この一件に関しては、本村・羽場組の老人たちや三光寺の和尚が仲裁に入って、一八二七年三月内済となった。そして、以後、名主・年寄の入札で羽場組の者が高得票を得たならば、本村の者同様名主・年寄に就任できることになった。この内済の時の立入人は七人全員が老人であり、うち四人は既に子供に家督を譲って隠居の身であった。また、この一件の入用四兩一分二朱余は、本村と羽場とで均等割りにしている。

この出入りは内済後にも一揉めあったようで、村役人・村惣代と、一八八人の村人との間で「羽場組と役論入用出入」が起り、一七二七年十二月藩への出訴となったが、一八二八年七月内済となった。この詳細は不明である。

次に、この一件の過程で争点の一つとなった観音堂の問題についてみてみよう。本村側からは、一八二六年に、この問題を次のように藩に訴えている。昔から立沢村には観音堂があつて村全体のものであったところ、先年（一八一〇年以前）仏教を篤く信仰している羽場組の四郎兵衛の父親の提案で、村内・隣村から寄付を集めて田を買って観音堂付属の土地とし、そこを小作に出して小作料を観音堂の修復経費に充てることとし、四郎兵衛が「田地世話人」になっていた。ところが、五年前に四郎兵衛が病死した。倅定五郎がまだ幼かったので、羽場組の二・三人がそこに付き込み、四郎兵衛が預かっていた観音堂付属の田に関する諸帳面を羽場組に渡すよう強要したので、定五郎はその旨を村役人に届け出た。本村側からすれば、観音堂は村全体のもので、付属田地の管理も村から四郎兵衛に委託していたのだから、それに関する帳面も村役人に差し出すのが筋であるということになり、その旨羽場組に掛け合ったが、羽場組では、本村から指図を受けるいわれはないなどと言って取り合わず、定五郎から強引に帳面を引き取った。しか

し、これは不当であり、田の管理は村役人が行いたい。

そして、この点に関連して、次のような問題も派生している。以下も、本村側の主張である。本村では、家を建てるときに使う壁土がなく困っていたが、一八一〇（文化七）年に四郎兵衛が観音堂付属の田からの収益で萱野を購入し、村人たちがそこから土を取って壁土に使うこととした。以後ずっと、村中の土取場として使ってきたところ、羽場組では帳面を取り上げるとともに、本村の者が土を取ることも禁止したので、本村の者は困っている。

この二点の問題は、以後の分村一件のなかで中心的な争点とはならず、それきりになってしまったようである。また、この点に関する羽場組の主張がわからないので、本村側の主張がどこまで事実を伝えているかも判断できない。ただ、この時期、村役人の選任方法という政治的問題、村入用の賦課方法という経済的問題、日常的な羽場組の者への差別待遇という社会的問題に加えて、観音堂の管理という信仰上の問題が、ひとつの対立点となっていたことは確かであろう。そして、この時期村役人は本村が独占していたのだから、村役人が観音堂付属の田を管理するということは、少なくとも羽場組の主観では、観音堂が実質的に本村の管理下に入ることを意味する。したがって、田を村役人が管理するか、羽場組が管理するかという対立は、観音堂を実質的に本村の管理下におくか（名目的には村全体のものであるにしても）、羽場組の管理下におくかという対立だったのである。羽場組は、観音堂を組のものとすることにより、信仰面でも本村からの自立性を獲得しようとしたのではなからうか。

その後、一八四七（弘化四）年八月、立沢村の世話人一二名と、村役人との間で取り交わされた議定書には、次のようにある。立沢村の観音堂が破損し、みすばらしくなっているのを見て、同村の高栄寺の住職らは、以前羽場組が我がものとした観音堂付属の田を、再び観音堂の付属に戻せば、そこからの収穫を修復費用に充てることができるし、本村と羽場の関係もより親密になると考えた。そして、観音講（観音堂を核とした信仰組織、羽場組の人々で構成さ

れていたと思われる)の人たちに話してみたが、うまく行かなかった。そこで、仕方なく、本村の老人八人に修復の件を頼んだ。老人たちは、村役人に申し出た上で、本村の人々から寄付を募ったところ、多額の寄付を得た。村役人は、これだけの寄付があれば、今回の修復はもちろん、今後の修復の際の費用にも充てられるが、かといって本村が自分たちだけで観音堂の修復を行っては、また羽場組との関係が悪化すると考えて、羽場組に次のような提案をした。1 羽場組が引き取った観音堂付属の田は村全体のものとする。2 原山日向の萱野では、本村の者も壁土に使う土を取れるようにする。3 本村からの寄付の半分为羽場組に渡す。すなわち、本村側が、自分たちが出した寄付の半額を羽場組に渡す代わりに、羽場側は、当時我がものとしていた観音堂付属の田と壁土用の土取場を本村との共有・共用とするという提案である。この提案は、本村・羽場双方に了承された。そこで、高栄寺住職と村役人が相談して、本村では先に頼んだ老人八人、羽場組では観音講メンバーの内の四人を、観音堂修復の世話人に頼むことにした。そして、これまでの通り二月十八日を祭礼の日と定め、村中睦まじく祭礼を行うこととした。

以上の点を整理しよう。文政の分村一件以降も、観音堂の管理運営の問題は、完全に解決してはいなかった。本村から多額の寄付が集まったことでわかるように、本村にも観音堂を信仰対象とする者が多くいたにもかかわらず、観音堂付属の田は羽場組が独占管理していたのである。分村一件は、本村と羽場との政治的格差を解消するかたちで和解決したが、両者の関係をより緊密化するためには宗教上の問題の解決も必要であった。そこで、一八四七年に至り、観音堂付属の田の村全体での管理、全村あげての祭礼の挙行などを定めることによって、信仰面での本村・羽場間の結合強化が図られたのであった。

次に、本村と羽場の関係を、いくつかの側面からみてみよう。

一七五二(宝暦二)年、「羽場新田」に、農業用水と飲料水のために新しい水路が開かれた。これによって、羽場

組の者の生産と生活が向上したとともに、羽場組の本村からの独立性が高まったものと思われる。

一八二一（文政四）年十二月二十六日、原山惣代（原山とは八が岳山麓の入会地で、立沢村も入会っていた）から羽場村惣代中に宛てて、一両一分、五三三文（内一分は以前に納入済）の受取が出され、同月にはまた、原山惣代から羽場村惣代中に宛てた、原山入用三両の受取も出されている。また、十二月十四日（一八二二年か）に、藩の役人から立沢村の名主・年寄に宛てて、「立沢村内羽場村」の五人に明日藩の役所へ出頭するよう召喚状が出されている。呼び出しは立沢村の村役人を通じてなされているが、藩も立沢村内に羽場村という小集落が存在することを認識している。

立沢村では、若者組も、中下組・東組・中村組・上羽場組・下羽場組・大下組の各組に分かれ（焼路野組については不明）、各組一人ずつ「若キ者世話人」が置かれていることが、一八五一（嘉永四）年の史料からわかる。

一八五五（安政二）年、高栄寺世話人は、中・大下・中下・下羽場・上羽場・東の六組から二人ずつ出ている。一八六六（慶応二）年の火之番頭も、この六組から二人ずつ選ばれている。

一八二三（文政六）年二月に羽場村惣代が作成した「惣目録覚帳」には、1「御郡御奉行様被下置候一札」一本（単位は原史料のまま）、2「原山惣代奥書致候一札」一本、3「原山入用割受取」横帳二本、4「寛政年中取替一札」二本、5「文政二年内山取替一札」二本、6「あやまり証文一札」二本、7「ハツ嶽大境内山一札」一本、8「大池大澤一札」二本、9「室内新田証文」一本、10「之節入用ニ付差上候一札」一本、11「神宮寺除キ一札」一本、12「原山惣代差出一札」一本、13「まな板原山論御裁許御請書之写」縦帳一帳、14「中新田内山一札」一帳、15「塚改之一札」一帳、16「まな板原入用調帳」縦帳一帳、17「廻状写」一帳、18「原山出入日記帳」一帳、19「原山日記帳」一帳、20「馬数之覚」一帳、21「馬惣割之帳」一帳、22「書出帳」二帳、23「惣高割帳」二帳、24「合高

割帳」一帳、25「下山畑帳」二帳、26「原山田高帳」二帳、27「田畑 割帳」一帳、28「山手帳」一帳、29「原山地  
詰目録帳共二」四八帳、30「村絵図」一枚、31「地詰絵図」一枚、32「原山惣入会絵図」一枚、計三二件、八八点の  
史料が書き上げられている。立沢村の文書は、名主の手元や郷蔵に保管されていたが、それとは別に、羽場組でも独  
自に文書を管理していたのである。また、同史料には、羽場村持地覚として、畑高九一石五斗四合、田高九三石一斗  
三合三勺、計一八四石六斗七合三勺、馬数四九匹という記載がある。

一八五八（安政五）年六月、「立沢村羽場中」作成の「帳面預ケ所覚帳」には、今度相談により、羽場組が所持し  
ている諸帳面を、彌左衛門・仙左衛門・皆右衛門・文左衛門・作右衛門の五軒に順番に、一軒に五年ずつ預けること  
に決めたことが記されている。

なお、一八四五（弘化二）年に、立沢村の家数は二七軒、馬数是一九〇匹で、一八五六（安政三）年の家数は二  
二軒だった（村役人を含むかどうか不明）。また、一八六六（慶応二）年には、東組が四五軒、下羽場組が四〇軒  
だった。

## 5 村と村の関係……出入作をめぐって

以上みてきた村の機能や構造についての検討をふまえて、本章では、出入作をめぐる村と村の関係を検討したい。

一七八九（寛政元）年に、瀬沢村では、村高二五二石四斗六升三合のうち、一四一石四斗九升八合一勺が近村の者  
の所持に帰し、瀬沢村の百姓の持高は一〇石九斗六升四合九勺と半分以下に過ぎなかった。これほどではなくても、  
近世中・後期になると土地移動が頻繁に行われ、それに伴って村々間の出入作関係も複雑に進展した。そこに、さ

さまざまな問題が発生する。

一七九八（寛政一〇）年、高森村と池之袋村との間でおこった争論をみよう。一七九七年の池之袋村における百姓持林の検地の際、高森村の者が池之袋村で所持している林にも池之袋村から検地の経費が賦課されたが、高森村にとっては賦課の仕方が納得できず、争論となった。この争論は扱人が入って内済となり、次のように取り決められた。これまでは、池之袋村から高森村へ「出作高歩割帳面」（高森村の者が池之袋村に所持する土地にかかる村入用について書き上げた帳面）を見せることなく村入用を徴収してきたが、今年の暮れからは、毎年池之袋村で「歩割銘細しらべ帳」（村入用の詳細を記載した帳簿）を作成したら高森村へ連絡し、高森村からは一両人が池之袋村に赴いて帳簿を閲覧し納得した上で、十二月二十五日までに村入用を池之袋村へ納めることとする。そして、この取り決めは、以後も長く遵守されるべきものとされた。ところが、一八〇四（文化元）年暮れに、この一、二年村入用が多額になって困ると、高森村から池之袋村に掛け合いがなされた。話はなかなかまとまらなかったが、一八〇五（文化二）年四月によく内済となり、毎年歩割帳ができたならば、高森村の者が池之袋村に出かけて、帳面を改めた上で写し取り、それに基づいて出金することが確認された。この時、さらに詳細な取り決めがなされたようであるが、内容はわからない。

また、一八二五（文政八）年、高森村では藩に次のように訴えている。このたびの「釜無山口明一件」（入会山である釜無山での草木採取開始日をめぐる一件）の訴訟費用が、高森村の者が上蔦木宿に所持している土地にたくさん賦課され、土地所持者たちが困っている。この件に関しては、宿役人の所持地に訴訟費用が賦課されなかったり、江戸に出て幕府に訴えた惣代たちが無駄な金を使ったりするなど、問題が多い。また、この訴訟で蔦木宿が勝っても、高森村の者は多額の費用を負担させられるだけで、釜無山の草木を出作地の肥料に使うことはできない（その理由は

不明)。上蔦木宿から賦課される歩割(村入用)は年々多額になり、今後どれだけ増えるかわからないので、上蔦木宿で歩割の帳面を作ったときには高森村から出向いて見せてもらい、納得した上で、上蔦木宿と高森村の役人が帳面に連印し、それを藩に提出して改めを受けるというシステムにしてほしい。すなわち、高森村では、1上蔦木宿の起こした訴訟は、仮に勝訴しても上蔦木宿の利益になるだけで、高森村からの出作者には何の利益もなく、負担のみ課されることに反発し、2さらに経費の内容や賦課基準に疑義を呈し、3制度的には、高森村による帳面の閲覧と記載内容のチェックを求めているのである。

一八一五(文化十二)年に、栗生新田では藩に次のように願っている。当村は、御役儀高六八石余、その内一六石余が他村からの出作で、村人の所持高は五二石余であった。「去ル寅年」(一八〇六年か)までは、歩割(村入用の割りかけ)の際、出作高へは余分に賦課していたが、寅年の「御仕法替り」の時「増懸」(余分に賦課すること)をやめた。その結果、村人の持高にかかる分が増え、とりわけ小前の者が困っている。そこで、このたび村人全員で相談して、出作高へは二割「増懸ケ」したいと思うので、認めていただきたい。当村では、助郷などの諸役儀を務めた際に村から支払われる賃金が他村よりも低額なので、諸役儀を務める者たちが大変困っており、このままでは務めかねるので、お願いする次第である。この点は、一見栗生新田側が、他村からの出作者に不当な高負担を強いているようにみえるが、よく考えるとそうとも言えない。他村からの出作者は、歩金は出すが実際の人足は出さないもので、実際の人足には全て村人が出ることになるが、その際の賃金が低額なので、現実には村人たちのほうが高負担となっているのである。そこで、実際の人足を出さない出作者には、その分余分に金銭的負担をしてもらいたいというのが、栗生新田側の主張なのである。こうした出作者の歩金負担をめぐる村方と出作者の対立は、栗生新田に限らず一般的にみられるもので、とりわけ近世中・後期に土地移動の増加により、出入作関係が広範に展開するにつれて対立も増加

する。出作者からすれば、村から差別待遇をされ不当な高負担を強制されたということになり、村側からすれば、割の合わない人足勤めをしない出作者はその分金銭的に余分の負担をするのが当然だということになる。そして、村の側では、こうしたトラブルを避けるため、村の土地はできるだけ村人が所持し、他村の者へは土地を渡さないよう努めることになる。

## 6 村と村の関係……入会をめぐる共同

本章では、入会関係に焦点を当てて、村と村の関係をさぐってみたい。釜無山には一八カ村が入り会っていた。入会一八カ村とは、甲斐国巨摩郡上教来石村・同郡大武川村・信濃国諏訪郡（以下同じ）上蔭木村（町）・下蔭木村・神代村・平岡村・机村・瀬沢村・休戸村・烏帽子新田・木戸口新田・花場新田・横吹新田・芋之木新田（芋之木村）・木之間新田（木之間村）・若宮新田・松目新田・大平新田である。これら入会村々は、ときに対立しながらも、基本的に共同関係を維持していたが、ここでは山の神の信仰を取り上げて、その具体相をみてみよう。

一八四一（天保十二）年十一月の、一六カ村（甲斐国の二カ村を除く）惣代机村古役・瀬沢村年寄・木之間村古役・上蔭木町年寄の四名から、藩への願書には、次のようにある。釜無山の内字塩沢という所に、昔から入会村々一同で、石の祠を建て、湯権現を勧請していた。この湯権現は「荒神」（荒らぶる神）で、「湯くみ取心得違之者」（この地からは湯が涌き出ており、それを不敬の仕方で汲み取る者）がいますと、怒って暴風雨を起こしたりするので、近隣村々では農作物に被害が出たりして困っている。そこで、甲斐国上教来石村から、一八三六（天保七）年以前から、湯権現に位を付け、社を清めれば、暴風雨も起こらないのではないかと、たびたび提案があったが、諏訪郡の村々で

は、位を付けるには金がかかるので、返事を延ばし延ばしにしていた。すると、一八四一年になって、また上教来石村から、入会村々一同で位を願おうとの申し入れがあり、今回もし諏訪側が同意しないならば、上教来石村一村のみで位を取り、以後同社は上教来石村が一手に世話をすると言う。そこまで言われると、諏訪側でもそのままには捨て置けず、村人たちの生活が困窮している折ではあるが、仕方なく上教来石村と一緒に、湯権現の位を願うことにした。ただし、ごく少額の費用で得られる位（低い位）にしたいと思うので、藩の許可をいただきたい。

そして、入会村々が相談して、上教来石・大武川・上蔦木・下蔦木・机・瀬沢・芋之木・木之間の八カ村から各一名の惣代を出し、入会村々の範囲を超えて、近隣の村から寄付を募り、一八四二（天保十三）年二月、京都の白川家に願い出た。その際には、四両一分を奉納し、正一位塩沢大権現の位をいただきたいということになっている。正一位といえは、最高位である。

では、ここに至る過程で、入会村々の間では、どのような相談が重ねられたのだろうか。一八四一（天保十二）年八月に瀬沢村で作られた「御位一件入用帳」をみると、八月は、四日に忠兵衛が上蔦木宿へ行き、十六日に政兵衛が上蔦木宿での一六カ村寄合に参加し、二十五日には九八・嘉兵衛（名主）が一八カ村寄合に出席した（場所不明）。晦日には九八・善蔵が芋之木村での蔦木宿を除く一五カ村寄合に行き、さらに蔦木へ掛け合いに行った。九月に入つて、一日には、藤左衛門・政兵衛が若宮新田へ寄合に行き、また同日勘右衛門が夜中に上蔦木・下蔦木へ行き、二日には藤左衛門・嘉兵衛・用右衛門・「歩キ」伊左衛門が瀬沢村の寺（養福院のことであろう）での一六カ村寄合に出席した。三日には忠兵衛が一六カ村寄合での相談の結果を受けて、「神宮寺両御屋敷」（藩の役人の屋敷であろう）へ木之間村重右衛門と出かけた。六日には忠兵衛が瀬沢村阿弥陀堂での一六カ村寄合に出席し、神宮寺でのいきさつについて村々の役人たちに報告した。この寄合には、藤左衛門・忠助も出席、嘉兵衛・政兵衛（ともに村役人）も夕方

少し参加、市郎左衛門も「茶番」（お茶くみか）として出席した。八日には九八・政兵衛・忠助が机村での一六カ村寄合に出席、同日夜中、忠助・半七が芋之木・若宮・木之間へ「飛脚」（連絡）に行き、それを受けて、瀬沢村の寺に五カ村（芋之木・若宮・木之間は含まれると思うが、あと二カ村は不明）の代表がやってきて寄合をし、政兵衛・九八・藤左衛門・忠助・嘉兵衛・用右衛門・伊左衛門（茶番）が出席した。九日には九八・忠助が机村での一六カ村寄合に参加し、同日夜中、由三郎・源次郎が五カ村（村名不詳）の相談を受けて上蔦木宿へ飛脚に行った。十日には九八・忠助が神代村の名主宅に行つて相談をし、十一日には政兵衛・忠助が上蔦木宿での一六カ村寄合に出席した。そして、上蔦木宿の役人が上教来石に行き、御位の件は二・三年見合せてはどうか、または御位を見合わせる代わりに入会村々でお祭りをしてはどうか、などいろいろ掛け合いに行った。このへんにも、諏訪郡村々の消極的な姿勢が窺える。少し飛んで十月二十六日には、忠七が上蔦木宿での寄合に出席し、二十八日夜には、木之間村、若宮新田から二人ずつが瀬沢村に来て会合した。二十九日には元左衛門が上蔦木宿へ「飛脚」に行く。十一月六日には、用右衛門・喜代助が上蔦木宿へ寄合に行き、同日夜、用右衛門・藤左衛門・九八・忠助が、上蔦木での寄合の件について相談した。八日には、用右衛門・忠助が木之間村へ「内相談」に行き、十日から十一日にかけては、用右衛門が御位の件を藩へ伺いに出かけた。十二日夜には、用右衛門が帰村したので、彼と嘉兵衛・忠助で少し相談した。十三日には茂右衛門が、十五日には九八が、それぞれ上蔦木宿へ寄合に行った。寄合への参加などには、村から日当が支給され、瀬沢村で寄合があったときには、村の経費で味噌・茄子・氷豆腐などを買って参加者にふるまった。位を願い出るに当たっては、これだけの頻繁な交渉が積み重ねられていたのである。

そして、一八四二（天保十三）年三月五日、神祇官統領神祇伯王殿公文所（白川家）から、願主甲州・信州一八カ村惣代甲州大武川村重左衛門・信州芋之木村伝兵衛に宛てて、鎮守塩沢権現に、村々からの懇願によって、正一位の

位を与える旨の公文が出されている。

同年六月には、一八カ村の村役人と世話人が議定書を結び、これまでどおり入会村々が睦まじく信仰を続けていくことを約している。そして、白川家からの公文は、上蔦木・上教来石・大武川・瀬沢の四カ村が順番に一年ずつ預かること、受け渡しは毎年三月二十二日の塩沢大権現の祭日とすること、が定められた。現在瀬沢区に伝わる議定書では、木之間村が「木間新田」と記されているが、木之間区に残る写しでは、その箇所が「木間村」となっている。

その後、一八四五（弘化二）年、一八四九（嘉永二）年、一八六一（文久元）年の三月二十二日には、瀬沢村村役人から大武川村名主衆中に宛てて、塩沢大権現の告文（公文）一通を受け取った旨の一札が出されている。一八四九年には、塩沢大権現の靈湯議定帳（内容は不明）一冊をも合わせて受け取っている。また、一八五八（安政五）年三月二十二日には、告文とともに靈湯議定帳一冊が、瀬沢村から上蔦木町に渡されている。これらから、公文などの受け渡しは、一八四二年の取り決め通り実行されていたことがわかる。

釜無山中には、塩沢大権現の他にも、字中之川という所に白髭大明神が祀られていた。白髭大明神は、昔から入会一八カ村で勧請してきたが、一八〇八（文化五）年に、先能村・木戸口新田の二人が世話人になって、大破した白髭大明神の御宮を再建し、その費用を上教来石村を除く入会一七カ村で負担している。

一八一八（文政元）年には、白髭大明神の祭礼として、上蔦木と白須村の神主を呼び、狂言と湯立てを行ったが、机村では、この時の祭礼入用に充てるため、村持の林二カ所を二両一分二朱、七九三文で売却している。

一八四五（弘化二）年には、大武川村が独断で木造のお宮の建物を建て、そこに「大武川村名主」と書き記したので、他の入会一七カ村は上蔦木宿で会合を持ち、その上で大武川村に掛け合ったところ、大武川村側では、白髭大明神は昔から自村の鎮守だと主張した。そこで、一八四七（弘化四）年五月二十日に、一七カ村が上蔦木町で会合を持

ったが、そこで藩に出訴する際の議定書の文言をめぐって、上蔦木町の伊左衛門と他の者とが口論になるなど、一七カ村の足並みは乱れがちであった。

入会をめぐっては、村同士の争いが起きただけでなく、村の内部でも対立が発生した。一八二三（文政六）年に、上蔦木町では、一八二一（文政四）年以來の釜無山口明一件などで惣代が数度江戸に出かけたりして訴訟費用がかさんだため、小前百姓たちが、入用帳を役人から受け取り一同で見たいと申し出た。役人側では、疑わしく思うのなら役人の所へ来て見ればよい、渡すことはできないと答え、小前側の要求を拒否した。そこに、烏帽子新田の新兵衛が仲裁に入ったがうまく行かなかったため、小前たちは、役人が私欲の取り計らいをしており、役人・組頭・百姓代が結託して小前を難儀させている、このように役人と馴れ合っている組頭や百姓代は退役すべきである、と主張した。役人側も立腹して藩に訴え出ようとしたため、小前側が新兵衛を頼んで詫言を入れ、役人側も了承した。したがって、諸入用の帳面については、役人一同が調印し、藩役人の改めを受けたものについては、小前側は異存無く割り当てられた金額を支払い、異議を唱えるようなことはしないと約している。このことに関連してであろう、一八二三年十二月に、この間の訴訟費用一七二兩三分二朱、七十七文のうち二五兩を役人側で負担し、残額を全員に割りかけることとし、これなら小前側にも異存はないことを、烏帽子新田扱人（仲裁者）新兵衛・蔦木町名主二名・問屋二名・年寄三名・組頭八名・百姓代二名が連署して取り決めている。この一札には宛先がないが、おそらく小前側と取り交わしたものであろう。ちなみに、二五兩のうち、一二兩は名主四郎左衛門と年寄次郎兵衛が、一兩二分は問屋太市郎・同七郎兵衛・年寄平之丞が、一兩二分は四郎次・佐右衛門（二人ともこの時点では役人ではないが、訴訟の過程で江戸に出かけた人物のようである。他の者も江戸に出たメンバーであろう）がそれぞれ出金し、残る一〇兩は、扱人の新兵衛が工面して出金した。

# 7 村人たちの信仰……祭りとは

## (1) 祭り

本章では、祭りと病から村人たちの信仰のあり方を考えてみたい。

村人たちの信仰対象は、村の鎮守や小祠だけではなく、村を超えて広がっていた。千鹿頭社は、木之間・芋之木・横吹新田三カ村の「産神」だったし、蔦木の鎮守は、境筋一五カ社を管轄する大社だったので、慶安年中神主久保田丹波が吉田家に願って「十五社大明神」の社号を許されている。

村の鎮守の祭礼は、信仰行事であるとともに、村人たちの大きな楽しみであった。この祭礼を中心に担ったのが若者組である。先達村の若者組をみると、構成員の年齢は、一八七二（明治五）年の定書では一五歳から三〇歳までとされており、一八三二（天保三）年には刈敷山を、一八四八（嘉永元）年には林を所持しているなど、独自の財源を確保していた。

鎮守の祭礼では、村芝居（歌舞伎）や相撲興行などが行われた。祭礼は、村人の娯楽であるばかりでなく、近隣の村々からも、村人たちが見物に訪れ、また祝儀が贈られた。一八五八（安政五）年七月十五日の千鹿頭社の祭礼では、木之間村の若者組が担当して相撲興行が行われたが、その時には、個人からの花（祝儀）の他に、横吹・若宮・芋之木・瀬沢・松目・御射山神戸・花場・大平・大武川・上蔦木・栗生・休戸各村の若者組と、横吹・若宮・芋之木・瀬沢・松目・御射山神戸・大平各村の村役人、さらに木之間村の役場・組頭中から花が来ている。

一八六三（文久三）年の木之間村の村芝居では、諸経費合わせて一三〇両三分二朱、三六〇文がかかっており、そこから稽古中の見舞いや祭礼当日の花など計二三両一朱、二八八文を引いた一〇七両三分一朱、六八文が純粹の負担額となる。村が受け取った花は、計七両一分一朱、三七二文であり、さらに村人個々人が貰った花の一割、一両三分二朱、七八文が村の花として加えられた。

一八四五（弘化二）年七月、木之間村の折井重兵衛（若狭川）に対して、吉田追風門人で相撲年寄の浦風林右衛門直政から、門弟に加える旨の免許状が出されている。そして、翌一八四六（弘化三）年七月、千鹿頭社の祭礼における相撲興行の際、吉田追風から給わった「一味清風」の団扇を神前に捧げ、「天下泰平・御武運長久・五穀成就」「子孫永久」を祈りたい旨、吉田追風門弟で武蔵国品川南一丁目に住む折井惣兵衛政友、同じく門弟で木之間村の折井惣助友重、両人の本家に当たる折井伊左衛門、発起人の折井重右衛門と折井重兵衛の五人が、木之間村の村役人に届けている。

また、先に見た一八五八（安政五）年の千鹿頭社の祭礼の際には、「商人中」から青銅二〇疋の花が出されている。この「商人中」とは、香具師仲間のことだと思われるが、一八七二（明治四）年十二月、瀬沢村からの書き上げには、車屋二軒、小店四軒、小茶屋三軒、板柚一軒、大工二軒、建具屋三軒、中馬一軒、紺屋一軒と並んで、「香具」四軒が書き上げられている。ここから、香具師は富士見町域の村々に住んでいたこと、他の農間渡世の職人・商人と同列のものと認識されていたことがわかる。

## (2) 病

寺院や神社の他に、山伏などの宗教者も村人の信仰生活に深く関わっていた。一七四一（寛保元）年、蔦木町に住む本山派の山伏金剛院は、藩に次のような内容の口上書を提出している。諏訪郡境筋は、私の四代前の金剛院が、上諏訪の成就院から預かり、富士先達やよそから来る山伏の改めをしてきた。京都の聖護院への上納金も、普通の山伏の二倍出している。ところが、天和年間（一六八〇年代前半）に、若宮新田に住む当山派の山伏蓮花院と訴訟になり、藩の裁許で、木之間村とその枝郷合わせて七カ村の者が富士山へ登る際の先達のみは、蓮花院が勤めることになった。こういう事情なので、今回蓮花院がどのように藩に願い上げようと、私が境筋で預かっている村々へは一切関与させるわけにはいかない。

一七七九（安永八）年、上蔦木町の平之丞は、願い事が叶うよう祈禱を頼むのに、同町に住む本山派山伏弥勒院に頼まず、他の祈禱師に頼んだことを弥勒院に咎められ、詫びを入れた上、以後決してこのような事はしないと約束している。

机村では、一八一七（文化十四）年に、村人の多くが病にかかったため、甲斐国横手台ヶ原の神子に頼んで神託を受けたところ、「長袖」の死霊が村中に崇っているので、この死霊を山神として祀らなければならないとのことであった。そこで、上原丸山という場所に山神として祀り、毎年八月十七日を祭りの日と定めた。

一八三二（天保三）年二月、木之間村の村役人たちが、祇園寺（蓮花院）に対して、次のように願っている。当村では病人が多く、薬を飲んでも直らない。おかしいと思い、病人の親類や懇意の者が神仏に祈ったが、やはり効果が

ない。そこで、村中相談の上、祇園寺に寄加持を依頼したところ、一度は断られたが、再度懇請して引き受けてもらった。祇園寺とは、若宮新田に住む当山派の山伏である。

立沢村では、一八四三（天保十四）年七月、名主二名・年寄四名・惣代二名から京都の吉田家の役人に宛てて、次のように願っている。当村では、四・五年以前から村人数人が「疫邪相煩」（悪い病にかかり）、管狐の仕業かと思われるので、管狐が退散し村人が安全に暮らせるよう、吉田様のご祈禱で管狐を封じ込めて下さり、さらに今後こうしたことが起こらないよう「御祈禱之御品」（吉田家が祈りをこめた品）をいただきたい。ここで言う管狐とは、人に取り憑いて、その人をいわゆる「狐憑き」の状態にさせると考えられた狐のことである。

一八五七（安政四）年三・四月に、松目新田の名主・年寄・村惣代各一名は上京して、吉田家に、次のように願っている。当村では、近年管狐が徘徊し（当村の次郎兵衛が狐を使うともされている）、村人が病に悩まされており、さらに隣村で狐憑きが発生した際にも、自分は松目から来たといふ口走る始末である。そこで、管狐を退散させ、当村および近隣村々に平和が戻るよう、吉田家の祈禱で管狐を封じ込めてほしい。また、以後管狐の災いが起こらないよう、吉田家から「御祈禱之御小箱」をいただきたい。

また、吉田家への出願に当たって、同年三月、藩に添状の下付を願っている。松目新田の願いは吉田家に容れられ、同年四月祈禱を込めた小箱が授けられた。松目からは、祈禱料として七両二分と一〇〇疋を吉田家に納めている。この時、上京した三名から、木之間村・若宮新田・大平新田・横吹新田の四カ村でも管狐に悩まされているので、合わせて祈禱してほしいとの願いがあり、これも聞き届けられた。そして、同年六月に、吉田家の「信州懸り」大角左膳から横吹新田の惣代二名に祈禱を込めた小箱が渡され、大角左膳は、祈禱料七両二分と菓子代二百疋を受け取っている。

一八六二（文久二）年には、立沢村で以下のようないきさつがあった。同村の喜助の親幸右衛門は、二年前からたびたび精神に変調を来し、家族に噛み付いたり、狐や狸の鳴き真似をしたりした。そこへ、一八六二年七月から、流行病で急死する者が村内で増え、幸右衛門も七月から病状が思わしくなく、別家（分家）の勇助方から来た狐の仕業だなどと口走った。このことが村中に伝わり、閏八月九日に村人一同が相談し、流行病は管狐の仕業ではないかということになり、村役人から勇助に噂の真偽を確かめてくれるよう百姓代を通じて申し入れた。管狐とは特定の間人が操るものだという認識が、村人たちにはあったのである。百姓代から話を聞いた村役人は、そのようなことはなからうと答えたが、村人たちが、立沢村ばかりに急死者が多いので安心できないから、是非聞いてくれるようにと言うので、結局村役人が代表して勇助に尋ねた。勇助は、自分が管狐を操っているかのようなことを言われる覚えはないけれども、村の皆さんに疑惑をもたれている以上、言い訳だけでは済まないだろうから、しかるべく取りはからってもらいたいと、村役人に頼んだ。そこで、村人が相談して、村の高栄寺に閏八月十四日から護摩と大般若修行（管狐を退散させるために、護摩を焚き、大般若経を読誦すること）を頼み、さらに吉田家に祈禱をお願いしようということになった。そして、吉田家に祈禱を願う際の入用のほとんどを勇助に負担させることにして、同月藩から添状をもらったうえで、吉田家への願いのため村人五人が上京した。この件が藩の耳に入って吟味となったが、藩の側では、喜助に対して、管狐などというものは存在しないにもかかわらず、幸右衛門という狂人の空言を真に受けて勇助のことを言いふらしたのは不埒であるとして、吟味中手鎖の上町宿（村人たちが、訴訟などの用事で上諏訪城下に行ったときに泊まる宿）預けとした。喜助は、九月に、以後は不確かな噂を流したりしないことを約して、吟味の用捨を願っている。また、村人たちの意向を無批判に村役人に取り次いだ百姓代たちも、藩から叱責され、以後は勇助・喜助を含めた村人一同が仲睦まじくすることを誓っている。

この一件に関しては、「管狐ニ付連印帳」一冊、「管狐ニ付願書」四本、「管狐ニ付口上手控」一本、「京都吉田様江御願書下書」五本、「勇介方取佐書」一本などの文書が作成されたが、これらは一八六二年に新たに名主引継文書に加えられた。その後、一八六三（文久三）・一八六四（元治元）年のいずれも十二月二十五日に、名主交代代に際してこれらの文書が後任者に引き継がれたことが確認でき、一八六八（明治元）年十二月の「諸帳面引渡し帳」にも同一の文書が記載されているので、少なくともこの時点までは引き継がれていたことがわかる。

病に関して、あと二点付け加えておきたい。一八六九（明治二）年に、机村では、「疱瘡（天然痘）之儀者、朝隣家一類斗りニ而膳部一汁一情（菜カ）、引物一切無御座候。并御棚下之儀一類斗り、疱瘡見之事ハ一類隣家斗り」と定めている。

松目新田では、幕末（名主三左衛門・年寄市兵衛の時）に「ころり」（コレラ）が流行した際、村議定で次のように取り決めている。1 諸商人・勸進などよそから来た者には一切取り合わない。2 流行病が終わるまで、職人仕事・商売・旅出（出稼ぎ）などで、病気が流行している隣村には出入りしない。やむなくよそへ出かける者は、流行が終わるまで帰村してはならない。3 他村の親類に流行病の患者がいて見舞いに行った場合、二〇日間は帰宅してはならない。二〇日過ぎたら役場へ申し出て、指図を受けた上で帰宅してよい。4 流行病で死者が出た場合には、親・兄弟の家から二人ずつ、従兄弟や向三軒両隣から一人ずつが立ち会って埋葬する。他の村人は出入りしてはならない。また、埋葬を行った者は、二〇日間よその家に入入りしてはならない。組合村からの見舞いは各村の村役人がその村の分の香典を取りまとめて遺族に渡し、他の村人は見舞いに入入りしてはならない。

## 8 蔵（御蔵・郷蔵）にみる村と領主の関係

本章では、村にある御蔵や郷蔵を素材に、村と領主の関係について考えてみたい。

瀬沢村では、一七六〇（宝暦十）年、二間に三間の板蔵である御蔵が大破したので、藩に建て直しを願い出て許可を得た上、御米六斗を下付されている。また、一七六八（明和五）年の御蔵建て直しの際にも、藩から御蔵米六斗が下付されている。しかし、屋根の葺き替えの時は、藩に願い出たりせず、村方で行ってきた。

一八〇五（文化二）年の村明細帳には、「郷蔵老ヶ所」とあり、御蔵は郷蔵とも呼ばれていたことがわかる。一八一〇（文化七）年の「御蔵図」を見ると、御蔵は竪二間半、横二間（五坪）、残らず板敷きで、戸口が一カ所あり、御蔵の南東の角に番屋が付設されている。この番屋は、四尺五寸に一間で、戸口が一カ所ある。なお、瀬沢村では、上畑一斗が、「御蔵屋敷」分として年貢が免除されていた。

一八二四（文政七）年には、瀬沢村の村役人が、藩に次のように願っている。瀬沢村には、二間半に二間の御蔵があるが、大破に及んだため、建て替えを許可してほしい。もっとも、これまでは板蔵だったので、防火の点で不安があり、また水に濡れると木の腐りも早く、鼠の害も防ぎがたい。そこで、今回は、土蔵に建て替えたいので、この点もお許しいただきたい。

その後、一八七二（明治五）年に、瀬沢村では、同村の御蔵は一〇坪で、建て替えの際には、藩から御手当米二俵が下付される他は、経費は村高割で支出していると申告している。一八二四年以降、御蔵は二倍の規模になったのである。

田端村では、御蔵が大破したので建て直すことにし、一七七一年（明和八）年十一月、先例通り藩に米と松木七本の下付を願い、翌一七七二年（安永元）年春許可された。松木は田端村内にある藩の御林（藩有林）から伐出し、同年十一月普請に取り掛かり、翌年二月十日に建坪六坪の御蔵が完成し、藩に届け出た。しかるに、一七七五年（安永四）年十二月になっても、坪当たり一斗ずつ下付されるはずの米が支給されない。そこで、村役人が、藩に支給を願い、ようやく下付された。

一七九〇（寛政二）年に、先能村が水害に遭い、家屋が流失し、耕地も被害を受けたとき、村役人が藩に次のように願っている。これまで当村では、瀬沢村分の下々田一畝五歩、高一斗二升余の土地を先能村の「村作」（村が所持・管理する土地）として、年貢諸役を納めた残りの収益を御蔵（郷御蔵）の建て直しや修繕の費用に充てており、これまで藩から手当はもらっていなかった。しかし、今回の洪水で御蔵が流失してしまったが、その再建や以後の修復を藩の費用でやっていただきたい。なお、この願いが聞き届けられたかどうかは不明である。

一八三六（天保七）年、高森村では藩に次のように願っている。当村の御蔵は二間に二間半（五坪）、付設の番屋を合わせて建坪六坪で、一七六九（明和六）年に建て替えたものだが、年数もたち大破したので、建て直したい。その際、これまでは板蔵だったが、防火のことなどを考えて土蔵にし、さらに番屋を除く御蔵部分を若干広げて建坪五坪三分三厘にしたい。また、材木代は村方で負担し、藩には要求しないが、先例通り米を六斗いただきたい。

一八三八（天保九）年九月、池之袋村村役人が藩に次のように願っている。当村にある二間四方、四坪の御蔵は、一七八四（天明四）年に建て替えられ、これまで村方で修理をしてきたが、破損がひどくなったので、建て替えの許可をいただきたい。その際、先例通り、建坪一坪につき一斗ずつ、合計四斗の米と、御林から材木を頂戴したい。それ以外の諸入用は村方で負担するつもりである。

机村にある御蔵は、以前から机村・平岡村・甲斐国大武川村三カ村共有の蔵であり、一七八四（天明四）年に藩に願って七坪程の御蔵に建て替えた。建て替えの際には、藩から御手当米が下付されることとなっており、この時も藩から七斗の扶持米が下付された。その後、年々の修理や屋根の葺き替えの際の人足や入用は三カ村で分担してきた。一七九九（寛政十一）年には、高八升六合七勺が「御蔵屋敷」分として、年貢諸役を免除されている。

一八二四（文政七）年十月の御蔵屋根替えの時には、屋根板三六〇〇枚のうち机一八〇〇枚、大武川一二〇〇枚、平岡六〇〇枚、人足一〇人のうち机五人、大武川三人、平岡二人などといった具合に、三カ村が建築資材や人足を分担している。すなわち、机村が半分を負担し、残り半分为平岡一に対して大武川一・五の割合で分担しているのである。一八二八（文政十一）年の屋根替えの時にも、屋根板四八〇〇枚のうち机二四〇〇枚、大武川一六〇〇枚、平岡八〇〇枚、諸入用五貫七四一文のうち机二貫八六八文、大武川一貫九一二文、平岡九五六文などをそれぞれ負担し、机村の大工二人と平岡村の大工一人を頼んでいる。その後老朽化が進んだため、一八三六（天保七）年に建て替えることにしたが、気候不順のため延期されていた。しかし、一八四〇（天保十一）年三月に至り、机・平岡・大武川三カ村では、今年こそは建て替えたいので御手当米を下付していただきたいと、藩に願っている。

一八六一（文久元）年十月十六日の日付をもつ机村の郷蔵棟札には、次のようにある。机村では、一八四四（天保十五）年より「御囲板」（年貢の一部を不作に備えて積み立てたもの）を続け、当年に至り一〇〇俵三斗六升になった。そこで、郷蔵が手狭になったので、建坪七坪の郷蔵を新築することにした。建材は村持の林から伐りだし、大工・木挽などの職人を頼み、村人たちも労働力を提供して、十月十六日に棟上げとなった。

乙事村の一八〇八（文化五）年の御蔵絵図を見ると、御蔵は三間四尺と二間の一階建て惣板敷きで、戸口が一方所あり、六尺に五尺の御蔵番屋が御蔵の南角に付設されている。そして、御蔵の東角やや離れた所に、小さな火の番小

屋がある。一八二一（文政四）年の御蔵絵図では、御蔵は三間四尺と二間三尺の土塗りで戸口が一カ所あり、御蔵番屋は記載されていない。一八〇八年とは間数も違うことから、この間に建て直し、または改築されたのであろうか。また、一八一六（文化十三）年十二月に、同村では、大豆九〇俵（一俵は四斗入り）・油荏一五俵二斗・蕎麦一二俵二斗、計一八俵といふかなりの量の上納物を「村御蔵」に預かっている。

一八二五（文政八）年の乙事村の「村用諸道具調覚帳」には、夜具・硯などの村の所有物が郷蔵に保管されていたこと、名主の所には、御蔵の鍵が合い鍵を入れて二つ、郷蔵の鍵が内外二通り、郷蔵建添の鍵が合い鍵を入れて二つ、これらの鍵が帳箱や高札、鉄砲などと共に保管されていたことがわかる。乙事村では、郷蔵と御蔵は別々の建物だったのである。

栗生新田では、一七五二（宝暦二）年に、村高の内一石が「草分け免」（村を開発した草分け百姓に認められた、藩からの諸役を免除された土地）として、伊兵衛と甚兵衛に与えられた。しかし、この兩人が栗生新田の草分け百姓権右衛門の子孫だという証拠はなかったため、草分け免の帰属をめぐって、一八一七（文化十四）年、一八二三（文政六）年、一八三〇（文政十三）年と争論が繰り返され、これらの争論を通じて、草分け免は、特定の家に帰属するものではなく、村全体のものであり、名主が村を代表して管理することが確認されていた。そして、一八三四（天保五）年十月、栗生新田では藩に次のように願っている。一八三三年の不作（天保の大飢饉の一環）で苦しんだ経験をつまえ、今年から一〇年間で一〇〇俵の俵米（備蓄米）をしたい。ついては、「御蔵敷」（御蔵の建っている敷地）へ二間四方の土蔵を建て、そこに俵米をし、村役人が管理することにしたので、許可をいただきたい。この願いは許可され、同年十二月、草分け免の土地からの収益を「村俵子土蔵普請金」に当てることが、名主・年寄・百姓代はじめ三八名の村人の合意によって取り決められている。ここから、次の二点が指摘できる。1 草分け百姓の特権が

否定され、彼が私的に得ていた利益が村全体のために使われるようになったことが、郷蔵という村全体の共有施設の建設を可能にした点は重要である。2 一八三四年以降、御蔵と村が自主管理する土蔵（郷蔵）とは建物としても一応別になったが、両者は同じ敷地に近接して建っていることから密接に関連していたと思われる。ちなみに、一八〇七（文化四）年の栗生新田の御蔵絵図を見ると、御蔵は一丈一尺に九尺、惣板敷で、南側に出入り口があり、当時年貢米を収納したり、囲糶を納めたりするのに使われていた。

一八三五（天保六）年十一月、松目新田村役人から若宮新田村役人への一札には、松目・若宮両村は、若宮にある御蔵を共有しているので（「相会」）、松目の者は御蔵に年貢の大豆を納める際には若宮まで持って行き、御蔵番も若宮まで行って務めているが、大変不便なので、若宮と相談した結果、以後は松目の「貯糶子蔵」に大豆を納めることにし、若宮の御蔵の修復などはこれまで通り両村で行うことにすると記されている。別の史料では、この時「囲御糶子蔵」の新設を藩に願い出、土蔵を新築して、そこに大豆を納めたとある。ちなみに、一八二七（文政十）年の松目新田の「定書覚帳」から、冬春の間の若宮新田の御蔵番の費用として、一軒につき二四文ずつを若宮へ渡していたことがわかる。

さらに、一八四〇（天保十一）年八月の、松目から藩への願書には次のようにある。当時、若宮では御蔵に「村囲御糶子蔵」を併設したい（「御蔵江村囲御糶子蔵ヲ立込度」と藩に願い出たが、松目では自村の「村囲御糶子蔵」と若宮の御蔵の両方の普請を行うのは困難なので、若宮とも相談の上、今回の若宮の普請を契機に、若宮と完全に御蔵を分離したい。すなわち、この時点で、松目は完全に独立の御蔵をもつことになったのであり、その際には藩の許可が必要だったのである。一八四〇年十二月、若宮新田名主から松目新田名主に宛てて、二間に一丈一尺、高さ一丈の御蔵の建て替え入用の松目負担分一兩二分の受取が出されている。これを最後に、松目は、若宮の御蔵修復費用の負

担から解放されたのであろう。

その後、一八六五（慶応元）年には、松目から藩に上納する大豆二俵、蕎麦三俵を、松目の御蔵で預かっている。その際の史料上の表現は「(大豆・蕎麦を) 御上納仕、当御蔵ニ慥ニ預り置申候」というもので、ここから村の御蔵への納入が藩への上納を意味し、御蔵での貯蔵は藩への上納物を村が預かっているという位置づけだったことがわかる。

一八七二（明治五）年の一札には、松目の御蔵に関して、一八三五年に藩の許可を得て白谷御林から材木を切り出して二間四方、高さ九尺の建物を建て、その後今日まで松目の手で修復を行ってきたこと、敷地は喜兵衛の名請地で、下山畑一畝、高六升の土地であること、が述べられている。

立沢村の一八三七（天保八）年の村定には、「盗ミ致し候者過怠之儀者郷蔵之前ニ而三日之間村中之者江下座可致事」とある。また、一八五四（嘉永七）年の「諸事引渡帳」をみると、文書を「郷蔵」（御蔵と同じものである）に収めていることがわかる。さらに、同村では、一八七二（明治五）年に、村の御蔵は二間に三間、六坪で、敷地は二五歩あり、御普請・修復は村でやっている旨書き上げている。

## 9 年貢徴収にみる村と領主

本章では、年貢の徴収方法に焦点を当てて、村と領主の関係についてさらに考えたい。

まず、高島藩の年貢徴収法の特徴について述べよう。村における年貢の徴収は、「御成箇徳帳」（以下「徳帳」という）と呼ばれる帳簿に基づいて行われた。藩は、徳帳の記載方法を規定したが、それは一七九一（寛政三）年に

初めてまとまった形で申し渡され、さらに一八三一（天保二）年に追加の申し渡しがなされた。それらによると、徳帳には、その村の責任で年貢を納める全ての人や集団（伊勢講など）の序（人名口座に当たる）が設けられる。序には、「序」の欄と「入箇（入ケ）」の欄が設けられる。序とは、年貢や、それに準じて徳帳による強制徴収を認められたものが記入される欄であり、序に記載されるものは次の通りである。1 年貢や小物成などの藩からの賦課。2 村入用の内、藩から認められたもの。汐番代米・山番代米・神事入用・世話役割など。3 個人的貸借・収取関係の内、藩から認められたもの。田年貢・畑年貢・家年貢など。序には、このような項目が列举され、末尾に合計が記される。これが、各人が負担すべき年貢その他の総額になる。

これに対して、入箇は、既に納入したものを記す欄で、入箇に記載される主なものは次の通りである。1 納めるべき年貢・小物成のうち、既に納入済みなもの。2 藩からの年貢免除分。その年限りの免除である当引、長期にわたって免除される永引などがある。これらは、実際には免除であるが、形式上は、その分を既に納入したものととして扱われるのである。3 村役人給など、藩から支払いまたは支給を受けたもの。4 汐番代米・世話役割など、村から支払いまたは支給を受けたもの。5 田年貢・畑年貢など藩から認められたものの内、実際に受け取ったもの。これらの合計が、個人の納入額になる。

序も入箇も日付を追って発生の都度記入され、序の合計と入箇（払）の合計が一致すると徴収事務が完了する。序の合計と払の合計とは一致するように努められるが、常に一致するとは限らない。納入超過になると、超過分を別の帳簿に転記して、徳帳の方は決済完了とする。納入不足の場合は、名主の取り計らいで、納入超過の者から超過分の一部を買い入れる形で、決済完了とする。

徳帳の序に記載されるということは、強制徴収を認められたことを意味するので、序に記載できる項目は藩によっ

て規制され、特に一七九一年には詳細な規定が設けられている。ここでは、内証貸金米元利返渡（個人的に貸した金や米の元利返済）、無尽（相互に金銭を融通し合う目的で作られた庶民金融の組織）の掛金並びに掛返金、内証払物（私的な支払い）または普請日雇・給金等の代米（日雇い賃や給金などの代わりに渡す米）、材木・干し草・蒟敷（田に肥料として入れる草木の葉）・麻・苧（からむし。衣料素材となる植物）・藁の代、手習い師匠への遣米（謝礼）、その他内証物の代米、神仏貸金米（神社や寺が村人に貸した金や米）などを序に記載することが禁止され、年貢の完納が最優先されている。ただし、金貸しをして生活している老幼・病人等については、貸金の序への記載が例外として認められている。

徳帳における個人ごとの決済が終わると、それらを集計して村全体での決済がなされ、「御成御勘定帳」という帳簿が作られる。そして、徳帳と御成御勘定帳は藩に提出されて、藩の改めを受け、問題がなければその年度の年貢諸役納入事務が完了するのである。

次に、一七九一（寛政三）年と一八三一（天保二）年に出された徳帳仕法のなかで注目される点を列挙してみよう。なお、両者を区別するため、一八三一年の仕法については、記述の末尾に（天保）と記す。1 近年、年貢米と所務米（私的な契約によって受け取る米）を一緒に序取り（徳帳の序に記載して強制徴収すること）したり、「内証差引」（私的な契約）を「田畑預け米」という名目で序取りするなどの不正行為によって未進が増加しているという現状認識に基づき、年貢米と所務米ははっきり分けて所務米は序取りさせず、内証差引を序取りすることも許さないとしている（天保）。2 今後徳帳に関して不審な点があれば、歩割（村入用の算用）帳簿や田畑小作留帳をも藩に提出させて点検するとしている。すなわち、年貢完納を実現するためには、小作関係をも掌握・規制しようというのである（天保）。3 前述したが、納入超過の者は、その超過分を、当人や名主の世話で納入不足の者へ回すように定めている。

すなわち、村内での融通・貸借によって、村全体として課された年貢を完納するという村請制の原則は前提とされているのである。4 金子を調達できない小百姓に頼まれて、名主が他から借金して小百姓の分の年貢を納めた場合、村請年貢は完済したことにして、徳帳上の小百姓の個人口座の方へは借金が返済されたときに記帳するということが行われている状況に対して、次のように述べている。これはやむを得ない点もあるが、「御大法相乱候筋」に当たるので、古来の通り四月十日までに返済させるようにせよ。この日限までに返済できないときは、「其米潰ニ申付」、米代金に利息を加えて月割りで返済させよ。この金子も滞納し名主に迷惑を掛けた場合には、藩に訴えれば「売潰取立」（返済滞納分の、財産売却などを含めた強制的な取り立てのことか）を命じる。5 年貢米納入以前に他へ米を売ることとは、従来通り禁止され、違反した場合は、売買の両当事者と村役人が処罰される。6 所持地の一部を自作し、他を質入れしてそこを自ら小作している者は、小作米を完済した上で、自作地の年貢を納入させることとし、小作米は地主に直接納めるのではなく、御蔵へ納めさせるよう命じている。ここでは、質地地主小作関係の展開を前提とし、地主の小作米徴収を保証しているが、徴収は地主と小作人が相対で行うのではなく、小作人は年貢を含めた小作米を村の御蔵へ（すなわち村役人へ）納め、村役人がそれを年貢米と狭義の小作米とに分けて、それぞれ藩と地主に渡すのである。藩は、小作米徴収に村役人を介在させることで、狭義の小作米が優先されて年貢米が後回しにされることを防ぎ、年貢米の確実な徴収を図っているのである。7 小作米は序取りさせないのが原則だが、所持地は人に小作させ、自分は他の土地を小作して、そこからの收穫を所持地の年貢に充て、小作米を滞納するような不届き者がいるので、このような場合には小作米の序取りを認めるとしている。8 今度田畑小作留帳の雛形を渡すので、名主は、小作をさせている地主から小作米の額を申告させ、雛形通り帳面に記載しておくこととされている。9 歩割の過不足の精算をこれまで徳帳で行ってきた村は、以後も継続してよいとしている。もっとも、これは歩割仕法によって、歩割の内容

を藩が統制することを前提とした規定である。10 一七九一年の仕法では、年末に結ばれた貸借関係の内、借りた側が、翌年三月に貸した側の年貢米を代わって支払う約束をした場合は、序取りを認めるとされていた。ところが、一八三一年には、この規定が近年いい加減になり、小作米に適当な名目を付けて序取りするような不法行為と区別が付かないので、以後は禁止するとされている。すなわち、一八三二年の仕法は、一七九一年の仕法をほとんど継承しているのだが、部分的には、私的な貸借関係を年貢米納入から一層切り離す方向での修正が加えられているのである。11 他村への出作地の年貢米・小作米は、売米・貸米とはっきり区別した上で、序廻しすることが認められ、また他村へ出作している者が、出作地の年貢や村入用を納めた上で、残った米（狭義の小作米であろう）を自村へ廻す際には序廻ししてかまわないとされている。すなわち、土地所持関係が村を超えて展開している状況をふまえて、村同士の年貢米や小作米の決済を徳帳上で行うことを認めているのである（一部天保）。12 これまで、名主は、徳帳の自分の口座において、自分の所持地の年貢勘定などと、村の代表者としての名主の職務に関わる勘定の双方を行ってきたが、これが村方騒動の原因となることもあるので、以後は、所持地の年貢米など徳帳仕法で定められたもののみを序取りするように命じ、もっとも、従来村の口座を作って、そこで村関係の勘定を行ってきた村は、これまで通りでよいとしている。すなわち、徳帳上で、名主の個人的な勘定と、村の勘定とを分離することを命じているのである（一部天保）。13 田畑をたくさん持っている者が、徳帳に架空の名前や子供の名前で口座を作って、所持地の多さを巧妙に隠す場合があるが、そうしたことを禁じ、当主の名義で一括記載すべきことを定めている。これは、所持地の多い百姓には、藩から御用金が賦課されたりするので、それを避けるための隠蔽工作であらうが、藩では、これを禁じて、徳帳に土地所持の実態を反映させようとしているのである（天保）。14 徳帳を「下タ帳」（村内限りの帳簿）と「清帳」（清書して藩に提出する帳簿）の二種類作り、清帳のみを藩に提出して改めを受ける村もあるが、「取拵之筋不分明之

致方」、すなわち作為的で不透明なやり方なので、以後は別に清帳を作らず、下タ帳をそのまま提出して改めを受けることとしている。ここで、藩が問題にしているのは、単なる清書の可否ではなく、村が、下タ帳段階では従来通りの記載方式を続けながら、清帳ではそれを藩の徳帳仕法に抵触しないかたちに書き直して提出することなのである。つまり、藩は、二重帳簿を禁止して、歩割の実態をありのままに掌握しようとしているのである（天保）。ちなみに、歩割についても、一八三〇（文政十三）年三月に、藩から内割（藩に内緒で行う算用のことか）を禁ずる旨が言い渡されている。

## 10 町と村……上蔦木「町」と周辺村々

本章では、上蔦木と周辺村々との関係を取り上げて、近世における町と村、都市と農村の問題を考えたい。なお、上蔦木は、近世の文書では、上蔦木町・上蔦木村・（上）蔦木宿などと呼ばれており、以下の記述でも文書上の表記を意図的にそのまま用いたため、表記は統一されていない。また、私自身は上蔦木町と記すことにする。

富士見町域には五街道の一つ甲州道中が通っていたが、そこに蔦木宿という宿場が置かれていた。蔦木宿は、一六一一（慶長十六）～一二二（慶長十七）年の甲州道中整備の過程で、人々を他から移住させて新たに作られた。そして、一六四八（慶安元）年、屋敷地の年貢（地子）を免除された。この地子免除は伝馬役の負担の代償として認められるものであり、幕府が免除する場合と、藩が免除する場合とがあったが、蔦木宿の場合は後者であった。この時、町屋敷七三軒分（高三三石八升三合三勺）の年貢九石二斗三升三合三勺が免除されたのである。

一六八四（天和四）年に作成された（一七〇〇年に清書）検地目録では、屋敷二町四反六歩（高二四石二升、年貢

率三六パーセント）、御蔵地一斗六合七勺などが年貢免除となっている。また、この史料の宛先は「上蔦木町百姓中」となっていた。

一八三四（天保五）年の作成と思われる「つた木宿かゝみ」には、次のようにある。一六八五（貞享二）年には、上蔦木町の石高一〇五石を合わせた三四四石七斗六升が伝馬役を務める者たちの持高であり、その分の諸役は免除されていた。他村の土地であっても、上蔦木の者が所持していれば百姓役は免除となるのであり、出作地のある村にとっては迷惑な話である。一六八五年の時点で、伝馬屋敷の面積は二町四反二畝三分（前年の値と若干異なる）、高二四石一升、家数七三軒であった。内六〇軒は伝馬役として馬二五匹・人足二五人を負担し、残る一三軒は問屋・年寄・庄屋・馬指などの役人で伝馬役は務めていなかった。その後、一六八九（元禄二）年には、蔦木町分の高二六三石九斗七升、近村への出作分六八石七斗一升四合九勺、計三三三石六斗八升四合九勺が、藩から諸役免許（史料には「地子諸役免許」とある）とされた。一七一三（正徳三）年には、家数が一軒増えて七四軒となり、新たに増えた一軒は地子を免除されず、年貢を負担している。

一七四六（延享三）年、蔦木町名主・年寄・問屋から藩への書き上げには、名主二名・年寄三名・問屋二名、計八名の持高四四石一斗二合八勺のうち、六石三斗二升七合が下蔦木村への、四石六斗九升が池之袋村への出作分であった。

一七七七（安永六）年には、家数七五軒、うち二軒が問屋、一軒が本陣であった。同年正月二十日から翌日にかけての火災で六八軒が焼失したが、うち問屋二軒、本陣一軒を除く六五軒のうち、伝馬役負担者四三人、伝馬役を負担しない者二人であり、四四軒が馬を持っていた。一八〇九（文化六）年の蔦木宿絵図には、街道に沿って七八軒の屋敷が描かれ、内一四軒が無役地とされている。無役屋敷は、一カ所にかたまっているのではなく、伝馬役屋敷の間

に散在している。一八二一（文政四）年には、六一軒が伝馬役を勤めていた。また、一八二三（文政六）年には、上蔦木町の草高は二六三石一斗二升四合二勺であり、そのうち四石余が神代村、九石が小六新田、一〇石が乙事村、四斗が下蔦木村、二四石が烏帽子新田、二三石が高森村の村人に所持されており、その合計はおよそ七〇石にも及んでいた。また、近隣の村に設定されていた「御伝馬附高」は、当時、下蔦木村に一九石余、池之袋村に二一石余、平岡村に一石八斗、神代村に三斗、計四三石二斗二升六合三勺あった。そして、昔は御伝馬附高が一〇五石あったが、検地のたびに減少し、当時は四三石余に過ぎないと記されている。

一八四三（天保十四）年には、家数が八七軒に増え、町並みが宿の両側に伸長している。しかし、一七一三年以降増えた一三軒は、いずれも地子を免除されていない。一八四五（弘化二）年には、蔦木宿の高三四〇石九斗一升三合二勺のうち、四三石二斗二升九合三勺が、下蔦木・池之袋・神代・平岡四カ村の「加高」となっていた。また、宿内惣家数は一〇五軒で、「郷蔵」一カ所、屋敷地七二〇六坪が「地子免許」となっていた。

また、次のように記された史料もある。蔦木町の者は、昔貉森原にも住んでいたので、切掛沢から大沢の間はすべて蔦木町の町域内であった。しかし、一六八四（天和四）年の検地で、草高一九〇石程あった場所が七〇石程に減ってしまった（減った分は隣村の村高に組み込まれたのであろう）。それでも、貉森原に関しては、下手の方は平岡村分となったが、それ以外の両沢の間は蔦木町の町域内とされ、その証拠に一六八四年の検地の際、「蔦木町貉森検地野帳」が蔦木町に渡された。ところが、その後の検地において、貉森原は村々が錯綜して（暮之うちまぜ）領有することになり、蔦木宿より「越高之畑」（蔦木宿があちこちに所持している畑という意味か、新たに他村の領分となった場所に蔦木宿の者が所持している畑という意味か、いずれかであろうが、後者の可能性が高いように思う）が「芝間」ばかりとなり、伝馬高が減って困ったことになった。そこで、一七七五（安永四）年の検地の際、切掛沢か

ら大沢の間の土地は、以前の通り、「近村持分」（近村の領域の土地という意味か、または近村の者が所持する土地という意味か）もともに、上蔦木町の伝馬高としてはいい旨を藩に願ったが、小六新田・高森村の反対にあって実現せず、村々の境もはっきりしないまま一八四五（弘化二）年に至っている。

一七四一（寛保元）年三月、乙事・小六新田・高森の三カ村と蔦木町との間で、次のような問題が起こった。三カ村が以前に蔦木町から買った田畑（蔦木にある田畑）については、伝馬役は高割ではないので、従来伝馬役はいっさいかからなかった。ところが、一七三五（享保二〇）年に蔦木から伝馬錢を賦課されたので、三カ村では承服できず藩へ訴えた。藩では、この件は「右願之義ハ百姓地ニ無シ之、駅宿ハ江戸表迄御伝馬拔高御書上ケに有之候得ハ何分ニも罷成り不申候間、可相勤」と指示した。すなわち、蔦木宿の土地は一般の村の耕地とは違い、宿駅の伝馬役を勤めるためにその他の諸役を免除された土地として幕府にも届け出ているのだから、伝馬役を負担しないということは許されないというのである。その旨を村役人から、蔦木宿に土地を持つ百姓たちに伝えたところ、彼らは、土地の購入代金は自分たちの損失でいいから、蔦木宿へ土地を返したい、そうすれば蔦木宿の者の所持地が増えて藩から宿への御救い米も不要となり、藩のためにもなるだろうと主張した。これに対して、藩は、翌年春、土地は買った者がそのまま所持し、伝馬錢のことは藩役人の方で了解したので表だって主張するなと言い渡し（別の史料では、藩が双方で内々に相談するよう命じ、三カ村では自らの意向を蔦木町に伝えたところ、田畑はそのまま三カ村の者が所持し、伝馬錢は賦課しないということで話がまとまったという）、その後一七四〇（元文五）年冬まで伝馬錢は一錢も賦課されなかった。しかるに、一七四一年三月に至り、昨年分として四四貫九六九文という多額の錢が蔦木から三カ村の土地所持者に賦課された。そこで、同月、三カ村では、伝馬錢は前々通り払う必要はないと藩から蔦木町に言い渡してほしい、それがだめなら、以前にも願ったとおり、代金は丸損でいいから蔦木町へ田畑を返したいと藩に願って

る。ちなみに、三カ村が鳶木に所持する田畑は代金にして六二兩一分三朱、課される年貢は五石一斗三升余であった。そしてこの時も、藩も了解の上で、伝馬錢を払うことはなかった。

一七四一（寛保元）年三月二十五日、机村村役人から藩への願書には、次のように記されている。机村の者が上鳶木町に所持する土地に、今度新たに「御伝馬諸人用夫錢」が高一石につき一貫八一八文ずつ賦課され、困っている。とりわけ、下山畑は、年貢のほかに「御伝馬役人用」を負担したのでは、収支が引き合わないの、残らず上鳶木町に返したい。上鳶木町の元の持ち主が、金を払って土地を引き取るよう、藩から命じてほしい。なお、これに先立つ一七三五（享保二十）年閏三月にも、同様の願いが、机村から藩に出されている。

一七四九（寛延二）年二月、またまた乙事村と小六新田の者が上鳶木町から買って所持していた田畑に、昨年分の伝馬錢が上鳶木町から賦課された。地主たちは、伝馬錢を賦課されては田畑を維持していけないので、前にも願った通り、代金はこちらの損でいいから田畑を返したいと主張している。この時も、乙事村と小六新田の主張が認められた。

その後、一七五三（宝暦三）年に、乙事村の者が上鳶木宿の者から買った田畑へこれからは「御伝馬錢」を賦課すると、上鳶木宿から言ってきた。これに対して、乙事村では、以前にも三回同じようなことがあったが、その時と同様今回も、田畑の購入代金は丸損になってもいいから、田畑は上鳶木に返したいと主張している。そして、上鳶木との間で話がまとまらず、訴訟となり、多額の訴訟費用がかかったとしても間違いない出金する旨を、五八名の村人が村役人に約している。

この時も乙事村の主張が通ったのであろう、一八六八（慶応四）年の上鳶木宿の「御尋之條々書上帳」では、宿人足の雇い料の割合方法は、地子免許地の上に賦課し、高へは賦課しないとされている。

次に、一八三三（天保四）年に起こった池之袋村と上蔦木町との争論をみてみよう。池之袋村では、以下のように主張する。当村には、上蔦木宿からの出作地はいっさいないが、当村から上蔦木宿に「御伝馬高ニ貸置申候」土地はある。この御伝馬高は二一石八斗四合八勺と定められ、藩の出した文書にもその旨明記されている。この土地の内、畑から田への地種変更によって高が増加しても、その増加分は池之袋村の村高に編入するので、御伝馬高として上蔦木宿へ貸している分の高に変更はない。この土地には、藩からの「草高割」の負担はすべて賦課されている。逆に、昨年冬の上蔦木川除一件（治水に関する争い）の入用は、上蔦木宿からいっさい割りかけられていない。すなわち、御伝馬入用以外は上蔦木宿から賦課されたことがないのである。以上の事情はわかりにくいので、ここであつたん整理しておこう。一六八五（貞享二）年には、上蔦木宿の宿高三四四石七斗六升は、上蔦木宿の土地二三九石七斗六升だけでなく、上蔦木宿の百姓が他村に出作している土地の高一〇五石も含めた数値とされている。上蔦木宿の土地だけでは、宿場を維持するのに不十分だったことから、こうした措置がとられたのであろう。この一〇五石の内二一石余が池之袋村にあつたのである。ちなみに、池之袋村の助郷高は一〇九石五斗であり、二一石余の高は助郷高とは別物である。この土地は、池之袋村にありながら上蔦木宿の宿高に含まれるという、複雑な性格をもっていた。池之袋村の土地だが、一面で上蔦木宿の土地とも言えたのである。この関係を、池之袋村では「貸高」と表現していた。この土地は、一六八五年には上蔦木宿の者が所持していたが、その後の所持権の移動により、一八三三年には池之袋村の者も「貸高」を所持するようになっていた。それだけ、「貸高」の形式性というか、名目性が強まったと言える。ちなみに、一八三二（天保三）年九月に池之袋村で作られた「上蔦木宿出作田畑野帳書出シ」という上蔦木宿から池之袋村への出作耕地を書き上げた帳面によると、出作耕地は一一石一斗六升八合四勺、うち伝馬高が七石八斗六升四勺、役儀高が三石三斗八合であつた。そして、伝馬高の土地と役儀高の土地とは村の中で混在しており（同じ字に伝

馬高の土地と役儀高の土地とがある)、「御借用」という藩からの賦課は、伝馬高の土地に軽く(負担がないわけではない)、役儀高の土地に重く課されていた。そして、伝馬高の土地には藩からの諸賦課のほかに、上蔦木宿から伝馬入用が割りかけられた。こうした状況下に、次のような問題が発生した。以下、引き続き池之袋村の主張を聞く。

一八三二(天保三)年七月、上蔦木宿の若者と甲斐国小淵沢村の若者とが喧嘩をし、その際かかった費用が、上蔦木宿から池之袋村の「貸高」分にも賦課された。これは、池之袋村側の納得できるものではなく、小前一統(一般農民全員)は、今回の経費を払えば、以後どのような費用を賦課されても払わざるを得ない、さらに近年草高割の負担が増加している中で「御伝馬高」へこのような経費が賦課されては、藩からの賦課と合わせて二重の負担となり困ると反対した。そこで、池之袋村の村役人たちが上蔦木宿に不承知の旨を伝えたところ、上蔦木宿の役人は、宿の諸経費が多額なので、やむを得ない分だけ藩の改めを受けた上で賦課しているのだと答えた。これに対して、池之袋村側が、以前にも今回と同様の性格の経費を割りかけたことがあるかと聞いたところ、同性格の経費を割りかけた例はないが、甲州道中関係の諸経費は負担してもらうのが前例で、先年「山口御番所一件入用等」(山口番所とは、甲斐国との国境にある番所である)を割りかけたこともあるとの返答であった。そこで、村役人たちが池之袋村に帰って村人たちと相談したところ、今回の費用は、「山口御番所一件入用」などとは全然性格の違う、甲州道中とは無関係の費目だから払う必要はないとの意見が強かったので、一八三三年正月に池之袋村名主二名・年寄四名・地持惣代二名が藩の判断を仰ぎたいと願っている。残念ながら、この一件の結末は不明である。

一八二九(文政十二)年七月二十九日、上蔦木村年寄次郎兵衛から藩への願書には、次のようにある。上蔦木は宿駅で、従来上蔦木宿と呼称してきたにもかかわらず、今回の訴訟では、訴訟方が上蔦木村と呼んでいることに對して、藩に伺ったところ、今回の訴訟中は上蔦木村ということで取り扱い、以後のことは改めて沙汰するとのことであった。

その後訴訟が決着し済口証文を作成することになったが、今回の訴訟は往還筋（街道筋）に関する訴訟であり、また以前の済口証文にも上蔦木宿と記載した前例があることから、今回も済口証文には上蔦木宿と記載したい。ここから、この時点で、上蔦木の呼称については、村なのか宿なのか（あるいは町なのか）はつきり定まっていなかったこと、上蔦木の側では近隣村々との差異を強調できる宿の呼称を望み、反対に近隣の村では上蔦木を自分たちと同列の村として扱おうとしていたこと、が指摘できる。